

# 令和2年第3回定例会

( 第2日 )

令和2年9月8日

令和2年第3回平川市議会定例会会議録（第2号）

○議事日程（第2号）令和2年9月8日（火）

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（16名）

1番 葛西 勇 人  
2番 山谷 洋 朗  
3番 中 畑 一二美  
4番 石 田 隆 芳  
5番 工 藤 貴 弘  
6番 工 藤 秀 一  
7番 福 士 稔  
8番 長 内 秀 樹  
9番 佐 藤 保  
10番 山 田 忠 利  
11番 大 澤 敏 彦  
12番 原 田 淳  
13番 桑 田 公 憲  
14番 齋 藤 剛  
15番 工 藤 竹 雄  
16番 齋 藤 律 子

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による出席者

市 長	長 尾 忠 行
副 市 長	古 川 洋 文
教 育 長	柴 田 正 人
選挙管理委員会委員長	大 川 武 憲
農業委員会会長	今 井 龍 美
代表監査委員	鳴 海 和 正
総 務 部 長	齋 藤 久 世 志
企画財政部長	西 谷 司
市民生活部長兼健康福祉部理事	一 戸 昭 彦
健康福祉部長	三 上 裕 樹
尾上総合支所長	小田桐 農夫吉

経 済 部 長	大 湯 幸 男
建 設 部 長	原 田 茂
碓ヶ関総合支所長	齋 藤 茂 樹
教育委員会事務局長	對 馬 謙 二
平川診療所事務長	今 井 匡 己
会 計 管 理 者	三 上 庚 也
農業委員会事務局長	小 野 生 子
選挙管理委員会事務局長	佐 藤 崇

○出席事務局職員

事 務 局 長	小山内 功 治
総務議事係長	河 田 麻 子
主 事	對 馬 賢 也

**○議長（福士 稔議員）** 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、議場内の議員、理事者並びに傍聴者の皆様に申し上げます。携帯電話、タブレット等をお持ちの方は、音の出ないような操作をお願いいたします。

また、傍聴席では、議事進行の妨げにならないように静粛をお願いいたします。

本定例会中、新型コロナウイルス感染予防のため、本会議場の扉を開放し密閉空間とならないようにしております。

また、本日は高温が予想されますので理事者側、議員の方々、率先して上着をお脱ぎいただいて結構でございます。また、質問者も同様の対応で結構でございます。

なお、発言の際はマスク等の着用をお願いいたします。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問に入ります。

一般質問の方法については、議会運営委員会において、一括質問方式と一問一答方式の選択制をとっております。どちらも質問席において行うこととし、質疑応答の時間はおおむね一時間以内とします。なお、会議規則第56条の規定にかかわらず、質問の回数制限を設けておりません。

また、会議規則第62条第2項の規定に「質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。」とありますので、配付しております一般質問通告一覧表の内容と関係のない質問及び答弁を求める者以外への質問は、原則として許可されませんので御注意ください。

議員におかれましては、傍聴者や市民の方に分かりやすい質問を、また、理事者側においても、同様の答弁をお願いいたします。

次に、発言の許可についてですが、議員は質問席に移動後、最初の質問を行う際に、挙手した上で議席番号を教えてください。なお、次の質問からは、議席番号は省略して結構でございます。

また、特別職を除いた市職員は挙手した上で職名を告げ、議長の許可を得てから発言されますようお願いいたします。

それでは、一般質問を行います。配付しております一般質問通告一覧表のとおり、一般質問者は11名であります。

本日は、第1席から第6席までを予定しております。

第1席、13番、桑田公憲議員の一般質問を行います。

桑田公憲議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

桑田公憲議員、質問席へ移動願います。

（桑田公憲議員、質問席へ移動）

**○議長（福士 稔議員）** 桑田公憲議員の一般質問を許可します。

**○13番（桑田公憲議員）** 改めまして、おはようございます。ただいま議長より一般質問の許可を得ました第1席、13番の桑田公憲です。

先日の市長説明要旨にもありましたが、今年は春先の低温が心配され、りんごの実止

まりが懸念されましたが、今の状態を見ますと平年並みかとも思われます。しかしながら、先月の下旬から今日までまだ続いていますこの暑さで、りんごが大分日焼けしております心配されております。稲は早く刈り取ってくれと言わんばかりに、こうべを垂れております。

さて、農作物は収穫が終わるまで安心できません。これから心配される台風、水害はもちろんでありますが鳥獣被害もあります。そこで、この鳥獣被害対策について質問させていただきます。

まず、①被害の現況について。

今年もツキノワグマやイノシシの目撃情報が多かったですと感じております。鳥獣による人的被害や農作物被害が懸念されております。そこで今年度の目撃件数、捕獲件数、農作物の被害状況について、鳥獣ごとにお教えてください。

②これからの対策について。

イノシシの被害対策として今年度ドローンの導入があったと思いますが、その活用方法についてお聞かせ願いたい。

また、カラスなど鳥によるりんごの被害が多いと感じております。これを防ぐためには、園地に超音波のスピーカーや爆音機などを設置することが効果的であると考えますが、農業者の負担を軽減するため助成制度を創設してはどうかと思いますので、それについてもお教え願います。

**○議長（福士 稔議員）** 市長。

**○市長（長尾忠行）** 桑田公憲議員御質問の鳥獣被害対策について、被害の現況とこれからの対策についてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、今年も多く熊やイノシシなどの目撃情報が寄せられております。熊については、例年同様、中山間地域などの山間部で多数目撃されておりますが、今年も、松館、館田、岩館地区などの平野部においても目撃情報がありました。イノシシについては、昨年同様に唐竹や沖館地区を中心に目撃されており、田植後の水田の一部に被害がありました。

現在、市で把握している限りでは、今のところ人的被害はなく、農作物被害についても例年より少ない状況となっております。これからりんごが本格的な収穫期を迎え、中山間地域などでの被害が懸念されますが、目撃情報があった場合には町会等への周知、わなの設置など迅速に対応してまいります。

具体的な被害の状況や今後の対策につきましては、経済部長より答弁させます。

**○議長（福士 稔議員）** 経済部長。

**○経済部長（大湯幸男）** 私からは、初めに、今年度8月末現在までの目撃件数、捕獲件数、農作物の被害状況についてお答えをいたします。

目撃件数は、計35件となっております。内訳は、熊が24件、イノシシ3件、その他アナグマやキツネなどが8件となっております。

次に、捕獲件数についてですが、計20件となっており、内訳は、熊が7頭、カラス11羽、アナグマ1匹、キツネ1匹となっております。

また、農作物の被害状況についてであります。熊によるりんごなどへの被害とイノシシによる水稲への被害が合わせて4件で、被害額は約5万4,000円となっております。

現在は、市に寄せられた目撃情報などにより、出没場所付近に注意喚起の看板と箱わなやくくりわなを設置し対応しております。

御質問のイノシシなどの被害対策として導入したドローンの活用方法についてですが、現在、赤外線カメラつきのドローンを活用し、昨年を目撃場所を中心に生息域や出没時間などのデータ収集を行っています。今後は、その結果を踏まえ、実施隊による捕獲活動を強化してまいります。

次に、鳥によるりんご被害への対策についてですが、現在、鳥を追い払うための超音波のスピーカーや爆音機、防鳥用バルーンなど様々な対策用品が販売されており、生産現場で実践されております。

しかしながら、これらは一時的な効果は見られるものの、日数の経過とともに、効果が薄れるなど、継続性がなく有効な対策となっていない状況であります。

このことから、現状では、引き続き農業者の皆様の自助努力をお願いするとともに、今後も関係機関と連携を密にしながら、有益な情報収集に努めてまいりたいと考えております。

**○議長（福士 稔議員）** 桑田公憲議員。

**○13番（桑田公憲議員）** 今、お聞きしましたけれども、再質問は鳥、熊、イノシシと分けてお聞きしたいと思います。

鳥の被害ですけれども、ほとんどカラスより考えていないというか、カラスより被害がないのかという感じに今、受けましたけれどもそのほかの鳥の被害というのはこれから出てくると思います。去年もいっぱい出ましたので、そういう対策として例えば市ではどういう対策というか今、超音波の機械も入れるとか爆音機入れるとかというのありますけれども、そのほかに何か考えていることがあればお願いします。

**○議長（福士 稔議員）** 経済部長。

**○経済部長（大湯幸男）** 桑田公憲議員の再質問、鳥の被害対策について市で何か考えているのかということでお答えをいたします。

実は、市としては特に対策は講じておりません。考えておりませんが、ただ津軽みらい農業協同組合でゲットウと言って月の桃と書くんですけれども、これは沖縄県のほうに生息する花なんだそうです。その臭いがすごくきつくて、それを乾燥させてやると鳥が嫌がるということで実は今、市内20か所のりんご園地に試験的に、これはある業者の協力をもって対応している。我々も場所は確認していませんけれども、それが20か所にあって今年度調査結果をもらうという形になっておりました。もし、それが有効であればまた、議員御指摘のようにそれを広く農家の方に薦めるとかその今、調査待ちというか結果待ちということになってございます。

市としては、今のところ特に鳥対策として対応してはございません。

**○議長（福士 稔議員）** 桑田公憲議員。

**○13番（桑田公憲議員）** 今、お聞きしましたけれども私としては、経済部長からありましたゲットウ、私も春に田んぼにカラスがあまりにも多くて、そういうのを農協に聞いてみたら指導員からこのゲットウちょっと頂きました。そして、やったら効果があったのか分かりませんが、本当に来なくなりました。それで、これ今たしか若い人たちに分けて試験やっているとありますが、そういう対策も確かにあると思いま

す。聞いたら、一袋ちょっと米の袋くらいです。大体8,000円くらいするんだそうです。それ、お聞きしましたけれども、ちょっと譲ってくれて言ったらなかなか譲ってくれなくて、なかなか手に入らないものだと思いますけれども、ちょっとハーブ的な臭いがあるので、春にやったのは今でも臭いしています。それずっとやっていますけれども、そういう対策とかこれから考えていかなければならないと思います。

それとこれから熊とか、イノシシということにもいくんですけども、爆音機、熊とかそういうのには少しは効果があるのではないかということで、調べましたら大体機械が五、六万円でガスでやりますので、プロパンガス入れて大体7万円くらいで買えるそうです。それで大体、2か月くらい、2か月ないし3か月もつそうですので、そういうのも市としてこれからまず7万円くらいかかるので、その補助的なことを考えていつてはどうかと思っておりますけれども、そこら辺のところもう一回お願いします。

**○議長（福士 稔議員）** 経済部長。

**○経済部長（大湯幸男）** 桑田公憲議員の爆音機ということで、以前もこの爆音機のことをお答えした記憶がございます。確かに大きい音出て、熊にも効くんだろうと思います。しかしながら、反面早朝とかタイマーの設定のミスで、朝早くから爆音機が鳴るとか夜遅く鳴るとか苦情の電話も頂いた経緯もございます。

議員御指摘のとおり、確かに私の資料も見ますと5万円からガスも入れて大体10万円くらいということで、購入可能ということでございました。何とか、機械購入に際しての制度設計ということの御質問でございますけれども、意見として伺っておきたいと、持ち帰ってまたどうするかいろいろ関係課と協議をすることになりますし、果たしてその効果がどうなのかということ聞きながら対応しなければならないものですから、その辺を持ち帰りたいと思います。

**○議長（福士 稔議員）** 桑田公憲議員。

**○13番（桑田公憲議員）** 考えてほしいんですけども、なかなか今のところいい答えが出てこないのかと思っておりますけれども、私調べましたらかかしが鳥のためにいいと、昔からかかしやっていますけれども、かかしです。

それで今、外国で大きい地域でやっているのがレーザーかかしというのがあって、レーザーで鳥を照射すると鳥がいなくなるということで、それ大きい装置では100万円から百万円ちょっとするんですけども、このスマホで今見れます。皆さん今すぐ見てもいいんですけども、台湾の高校生がそのレーザーを使って鳥を追い払うというのがスマホで出ております。見ればすぐ出てきます。そして、やっぱりそういうのが、これから必要なかと思っておりますので、台湾ですのちょっと市長も聞いてみて、どこの高校かは分かりませんが、例えば講義のとき使うレーザーの示すあれあるでしょ、赤いとかなんとかがあれの青とか紫が一番鳥に効くんだそうです、そういうことでそれが大体、それこそ3万円くらいでその高校生が作ったそうで、これからそういうのもやっぱり聞いてみて、みんなでそういう対策をしていかなければならないのかと思っておりますので、そこら辺のことみんなで調べてこれから対策してもらいたいと思います。

そういうことで、次の熊のことでお聞きしたいんですけども、一応7頭って聞いたんですけども、去年から見ればかなり少ないと思うんですけども、8月に入ってからそろそろ農作物も収穫の時期を迎えたら、熊の情報があちこち出ていますけれども、今

情報としてどのくらい出ているのかお知らせください。

○議長（福士 稔議員） 経済部長。

○経済部長（大湯幸男） 実は先ほどお答えしました目撃件数プラス、先月末から今月に入ってつい最近でいきますと、新館地区の神社の上のほうに親子の熊が出たということを知っていますし、確かに桑田公憲議員言われたように目撃件数は増えているのではないかと。

ただ、捕獲件数が少ないんじゃないかということでありましたけれども、平成29年度でいきますと捕獲件数は6頭、平成30年度は12頭、令和元年度の捕獲件数は年間を通して12頭で、今年は今までで7頭ということです。退治するあれも6頭と言われたんですけども、多いんだか少ないんだか今のところはやはり、例年並みというふうに思っていました。

ただ、先ほどもお答えしましたけれども、目撃情報があった場合は速やかに箱わなの設置とかそういうこと、後は実施隊による見回りということをやっていますので、そこを御理解ください。

○議長（福士 稔議員） 桑田公憲議員。

○13番（桑田公憲議員） 確かに恐らく捕獲もこれからだと思います。今、いろいろお聞きしましたら、わなもいろいろ増やしてやっているようですので、恐らく去年並みにはこれから捕獲されるのかと思っています。この熊の被害対策として、先月ですか弘前市五代地区と小沢地区で人的被害がありました。

そういうことで、このツキノワグマだけではないんですけれども、侵入防止柵のための対策とかそういうのは考えていませんか。例えば、畑の周りとかにやる防護柵、電気柵です。

○議長（福士 稔議員） 経済部長。

○経済部長（大湯幸男） 熊またはイノシシなどの対策として防護柵ということでお答えいたします。

私が持っている資料によりますと、弘前市が今、桑田公憲議員が言われるように岩木地区のトウモロコシ、相馬地区のりんご、そしてまた西目屋村でもりんごの園地を守るために、この防護柵を設置するというだけでは把握してございます。

この防護柵をやるには、費用も結構かかるわけでありまして国の補助事業がございまず。まずは部材、その柵とか柱とか全部部材をやるには10分の10の補助でやれて、後は自分たちで設置するというやり方、あるいは業者をお願いするのは2分の1補助と2つの補助事業がございまず。

今、市としても取り組まないのかというような御質問でありますけれども、あくまでもやはり各地域の方々から防護柵をやるには大きな面積をカバーする必要があります。そのことから、先ほど言いました弘前市岩木地区のトウモロコシも例えば20町歩、30町歩という大きなエリアでやってございますので、その地域においてみんなで取り組むというような要望があれば、それは当然国の補助事業ですので、相談に乗って手挙げをして申請をしたい。ただ、今のところ本市におきましては、防護柵をやりたいという相談を受けてないというふうに御理解ください。

○議長（福士 稔議員） 桑田公憲議員。



**○13番（桑田公憲議員）** そのことに対して私も大分調べたんですけども、この国の事業、鳥獣被害防止総合対策交付金というのがあってこれたしか10分の10で、県のほうでもらいましたが、なんだかジビエも絡んでくるとかって聞いています。それで、これ3名以上あれば10分の10でできるということで、弘前市ではやっているところちょっとあるようですけれども、例えばそう大きくなくてもこの間ある人がやりました。それを見に行ってきましたけれども、250メートルの3段、熊の場合は2段でいいんだそうですけれども、イノシシは3段、そしてその人は3段熊のためにやっていたけれども、250メートルを3段やるので750メートルで大体20万円くらいかかって自分でやったそうです。

例えば、これから熊、イノシシが出るというのは2か月くらいりんごの収穫が終わるまでやるということで、そんなに大きい規模でやらなくても、例えば20万円かけてそのぐらい250メートルくらいやれるのであれば、そういうのもやっぱり市はもちろんですけれども、国のその事業を利用して例えば3人以上あれば10分の10でできるんですから、そういうのを申請して今年ではできないですけれども、来年は私はやりたいという人には一時的にやらせてもいいのではないのかと思っています。

そして、これ国の事業でもそうですけれども、冬に全部外さなければならぬということになっています。そのまま置くじゃなくて、ですから3人で組んだら例えばここここを囲って、ここには入らないようにするというのでやれると思います。そして、大鱈町のコメリでも売っています。恐らくそれでもいいということをお聞きしました。それで大体1,000メートルで18万円くらい、そういうものあります。

ですので、副市長にお聞きしたいんです。弘前市小沢地区でたしか襲われた人あったと思いますけれども、副市長の家からどのくらいの場所なんでしょうか。

**○議長（福士 稔議員）** 副市長。

**○副市長（古川洋文）** まず、私の家から約1キロメートルくらいだと思います。通称だんぶり池と称する所で、熊の目撃情報があったと聞いております。けが人も出たということで、そのときは出ますので危険ということで看板を立てたということは聞いておりますけれども、すみません。職員には私は現場主義をするように言っているんですけども、自分は熊が出た現場に行っていないので、どのような防護柵とか対策を取っているか見ておりませんので、弘前市小沢地区の対応はまだ見ていないんですけども、機会がありましたら行ってみたいと思います。

**○議長（福士 稔議員）** 桑田公憲議員。

**○13番（桑田公憲議員）** そういうことで熊は一晚に40キロメートル、50キロメートルも歩くということですので、一、二キロメートルでは恐らく副市長の家の前も歩いているのかと思っていますので、気をつけてくださればと思います。

それでこういうのはやっぱりその人の話を聞きますと、二度とそこに行きたくないということで聞いています。例えばこういうのをこの電気柵で囲ってやれないかと思っています。そして、今、人を雇って手伝い来ていますけれども、その人たちもほとんど女の人ですので、そこの畑には行きたくないというのは大変今、農家でも困ってる山手地区があります。そういうことの対策としても、やっぱり国だけじゃなく市でもこれから考えてもらいたいと思っていますけれども、そこら辺のところもうちょっとお願いしま

す。

**○議長（福士 稔議員）** 経済部長。

**○経済部長（大湯幸男）** 熊、イノシシの対策の防護柵について、先ほど私そういう要望がないということでお答えして、申し訳ございませんでした。

やはり、そういう前に市民の皆様方にこういう事業があるんだということを周知することが重要だと感じます。来年度の補助事業の申込みの中にも、やはりこういう防護柵の事業があるということを詳しく明記して、広く農家の皆様方に周知をすることも大事だと思いますのでその辺をまずはして、当然申込みをするときには市としてもどうするのかということもありますので、その辺も予算も絡むことですから関係課と協議しながら、どういう形で対応すればいいのかということでは考えていきたいと思えます。

**○議長（福士 稔議員）** 桑田公憲議員。

**○13番（桑田公憲議員）** 何とかそこら辺のところ前向きにお願いしたいと思えます。

次に、イノシシのことですけれども、まず最初にここ2年くらいだと思うんですけども、最初に目撃されたというのが分かりましたらお知らせください。

そして、今までの例えばどこで見たという件数、今までそれから今年のこともお知らせ願いたいと思えます。

それから、ドローンを使ってやるというこれからの手順、例えばドローンでここにいたとなれば、どういう手順でどういうふうに捕獲するのか。そこら辺もお願いします。

**○議長（福士 稔議員）** 経済部長。

**○経済部長（大湯幸男）** イノシシ、平川市で最初に目撃された日時ということで、平成30年10月29日沖館沢田地区にりんご農道の沢田とありますけれども、そちらのほうで初めて平川市で目撃されてございます。平成30年度は、この後11月末にも1回目撃、それも同じく沖館地区で目撃ということになってございます。

そして、令和元年度ということでありまして。4月11日、桑田公憲議員の地元でございまして唐竹地区で発見、そこから5月は2回、尾崎、広船地区、6月は2回、新館地区、ずっと間空きまして9月、沖館、唐竹地区2回、10月1回、唐竹地区、年明けの1月2回、唐竹地区ということで、合計10件でした。多分、同じ個体だと認識してございます。

そして、今年度4月10日、どうしても4月と同じ時期なんですけれども唐竹井沢地区で、確認というか足跡があったと確認されております。その後、5月29日、沖館宮崎地区、沖館地区の神社の隣、先ほど言いましたのがまさしくその場所でございます。その後、6月10日、新館地区、桑田公憲議員の田んぼのところで発見、目撃されたということで3件、目撃情報が寄せられております。

イノシシが出た場合の対策ということでございます。先ほど、赤外線ドローンについて追跡調査をやるとかということでお答えしました。大変このイノシシもそうなんですけれども、熊にせよなかなか捕獲ということに至ってございません。ましてや、先ほど熊の捕獲件数言いましたが、イノシシに関しましては昨日、県の野生鳥獣農作物被害ということで出てまして、その中でもイノシシによる被害が初めて県南の方で出た、食料に対する被害が出たということで載っていました。今までもイノシシはどっかにいるんだらうと思うんですけれども、県内ではなかなか目撃されていないということも書いていました。

ただ、現に平川市では目撃されて3年前から出てございます。その対応として、実は先ほど言いました5月29日、沖館地区の水田に出ました。午後4時過ぎだったと思います。第一報が入りまして、田んぼに居座ったという状況でございました。さてと、どういふふうな対策で捕獲をやるかということで、いろいろ警察、実施隊、我々も行ったんですけれども、まず警察からは撃つてはならないと、やはり隣がりんご畑でそのときは人がいないことを我々が確認はしてあったんですけれども、だけでも駄目だということで、ずっといなくなるのを待っていたという状況でございました。それで暗くなって7時、8時になってもイノシシは居座ったわけです。どうするかと実施隊と話をしまして、暗くなったものですから投光器を持ってきて、電気をつけて網を持ってということで対応しようと思ったんです。ところが、電気をつけようとまさに照らしてということになったときに逃げられたということで、改めて我々もイノシシなんかが出た場合に、何もできないんだということを実感したわけです。

ただ、場所によっては日中に人がいないということで、それは当然警察からの許可をもって実施隊の方に撃ってもらうことは可能ですけれども、撃って仕留めるということもなかなか難しい。正直、今桑田公憲議員御質問のようにどういふふうな対策でやるのか、どうすればいいのか我々も実際悩んでいるところです。ただ、早く同じ個体だと思われまますので、先ほども答弁しましたように居場所とか特定をした上で、箱わなそういうのを厳重にやってそれで捕まえるしかないのではないかと。とりあえずはドローンによって調査をするということでもあります。

**○議長（福士 稔議員）** 桑田公憲議員。

**○13番（桑田公憲議員）** なかなか難しいとは思いますが、いろいろ資料を見ましたら令和元年6月13日の弘前市乳井地区です。これ県の資料を見ますとそれから同年の7月4日に新館地区、そして12月8日に広船地区とこれ載っています。それでほとんど、あそこら辺なんです。弘前市乳井地区ですので、すぐ裏になります。恐らくそこら辺にいつもいるのかと思っています。

そういうことで、これを見ますとほとんどこっちはイノシシのそれはほとんどないんですけれども、田子町で今まで3頭くらい捕獲したとたしかあると思いますけれども、これ地図も書いてありますけれども、ほとんどそこら辺なんです。竹館小学校、新館のひらかわ市民の森のあそこら辺なんです。そこにいつも出るのに、今年沖館地区でそう何時間もそこで見ていたのに、何もできないのかというのが市民の声です。それから私警察の所へも、へば事故起きれば警察も動くのかと言ったら、それはそのときによります。警察もそうです。ですから非常に難しいのは分かるんですけども、それでもう一つ聞きたいのは、例えば追い込んで銃を撃てるってば、おりに入ったのではなく、撃てる場所ってそこら辺あるんですか。そこ禁猟区にほとんどなっていると思うんですけども、それお願いします。

**○議長（福士 稔議員）** 経済部長。

**○経済部長（大湯幸男）** まず、議員御指摘のとおり弘前市薬師堂地区、弘前市の状況からイノシシは出てるということで、場所も聞きますと弘前市薬師堂地区ということで、県のほうに上がっているということで御理解ください。

そしてまた、その箱に入らない場合でも撃てるのか、禁猟区はあるのかということで

ございます。桑田公憲議員御指摘のとおり、禁猟区、旧狩猟法ということでございましたけれども、今は鳥獣保護区、鳥獣保護法によって定められてございます。青森県内では、88か所ございます。平川市はそのうち5か所なっております。金屋地区高速道路の東側ということでなっております。阿闍羅、これは多分碓ヶ関地域が阿闍羅山とつながっているということで、そこもなっております。葛川、切明誉田邸付近ということでなっております。そしてまた、浅瀬石川付近これはずっと浅瀬石川沿いがなっている、そして十和田湖の国立公園の辺りがなっているということで5か所なっております。

あくまでも鳥獣保護区にはなっておりますけれども、そこに一文ありまして、「生活環境、農林水産業等について野生鳥獣による被害等が生じている場合には、市町村長の許可を受けて、当該野生鳥獣を捕獲することができます。」あくまでも禁猟区、保護区であっても、できるということになっている。多分場所がどうであっても、あくまでも警察の許可もありますので、人がいない撃てる場所と確認した上で、これは許可になっております。どこかんだということにはならないと思います。

○議長（福士 稔議員） 桑田公憲議員。

○13番（桑田公憲議員） いろいろこれについては何回も質問してきましたけれども、熊、鳥はどうにかなるのかとも思いますけれども、イノシシ。とにかく事故があつてからでは困りますので、くれぐれもそれは早めに対応していただきたい。そして、さっき警察関係のほうもお話ししましたけれども、向こうではいつでも会議を開いておらだちに教えてください、もっと詳しいことを知らせてくださいと言っていましたので、連携を取りながらやってもらえればと思っています。

いろいろ難しい問題も多いことでありますけれども、この鳥獣被害というのはこれからまた、ますます多くなると思います。そしてまた、事故のないようお願いしたいんですけれども、お互いにこうして話しながら皆さんでいい対策をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。そして、事故もなくあまり被害もなくよい出来秋を迎えられればと思っておりますので、そこら辺のところよろしくお願ひして私の質問は終わります。

○議長（福士 稔議員） 13番、桑田公憲議員の一般質問は終了しました。

午前11時まで休憩いたします。

午前10時47分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（福士 稔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第2席、8番、長内秀樹議員の一般質問を行います。

長内秀樹議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

長内秀樹議員、質問席へ移動願ひます。

（長内秀樹議員、質問席へ移動）

○議長（福士 稔議員） 長内秀樹議員の一般質問を許可します。

○8番（長内秀樹議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきました、第2席、

議席番号8番、誠心会の長内秀樹です。それでは通告に従いまして一問一答方式で、順次質問をさせていただきます。

まず、最初に1. 森林整備についての①私有林と森林経営管理制度、森林環境譲与税についてであります。

平成30年5月25日、国は林業の成長産業化と森林資源の適正な管理を図るため、新たに森林経営管理法を可決、昨年(平成31年)4月1日に森林経営管理制度として施行しました。この制度は、市町村が森林所有者に所有している森林を今後どのように経営管理したいか意向を確認し、仮に所有者が市町村に経営管理を委託したいと回答した場合、市町村と所有者が協議をし、市町村が新たに林業経営者に経営管理を再委託するか、または市町村自らが森林の管理をする制度であります。

そこでお伺いします。市では、この森林経営管理制度について、市内の私有林の現況やこの森林経営管理制度の概要を踏まえ、どのように考え、今後どのように取り組んでいく方針なのか。

また、昨年(平成31年)から交付となっている森林環境譲与税の実績と見込み、さらには今後の森林環境譲与税の計画についてお伺いいたします。

次に、②市公有林経営計画についてであります。

平成18年1月1日付条例第141号平川市林野条例並びに同規則第122号平川市林野条例施行規則並びに第43号平川市有林野巡視員設置規程訓令並びに第142号平川市分収林条例に基づき、市所有の市公有林の現況、管理状況、また管理上の問題についてお知らせください。

最後に、③平川市森林整備公社(仮称)の設立についてであります。

今後、当市の林業行政においては、先ほどの森林経営管理制度の推進、市公有林や市内に15ある各財産区の経営管理業務、さらには平成28年に選定されたバイオマス産業都市構想への対応など、林業行政業務が多岐にわたることが想定されます。こうした状況において、日常の業務や職員の人事異動等を考慮した場合、森林環境譲与税を主な財源に、お隣の秋田県大館市が計画しているような公社を設立し、森林経営管理制度を主に事業を推進することがベストと考えますが、市の公社設立についての御見解をお伺いします。

以上、3項目について市長の答弁を求めるものです。

**○議長(福士 稔議員)** 市長、答弁願います。

**○市長(長尾忠行)** 長内秀樹議員の森林整備についての質問3点のうち、私からは私有林の現況と森林経営管理制度の概要を踏まえた取組方針、また(仮称)平川市森林整備公社の設立についてお答えをいたします。

初めに、私有林の現況についてですが、当市の私有林の面積は3,408ヘクタール、内訳では人工林が2,244ヘクタール、天然林が1,165ヘクタールとなっており、杉などの針葉樹が約7割、ナラなどの広葉樹が約3割となっております。

森林経営管理制度については、森林経営管理法に基づき平成31年4月から実施されており、現在、経営管理が適切に行われていない私有林などの森林について、所有者の意向を確認した上で、市が仲介役となり、森林所有者と民間事業者をつなぐシステムを構築することとしたものであります。

これを踏まえ、市では集積計画を作成し、森林所有者の委託を受け、意欲と能力のある林業経営者に再委託することや、市自らが経営管理することにより、林業経営の効率化と森林経営の適正化に取り組んでいきたいと考えております。

次に、平川市森林整備公社（仮称）の設立についてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、当市の林業行政については、市公有林や財産区の経営管理に加え、令和元年度より開始された森林経営管理制度の推進など、業務が多岐にわたっております。

このような状況から、総合的かつ専門的に業務が実施できるよう森林公社の設立が必要ではないかとのことでありますが、森林経営管理制度の推進に向け、現在は、森林所有者に対し、今後の経営管理に関する意向調査を行っている段階にあります。事業を実施するに当たり、専門的な知識を持った人材の確保が必要であることは理解しておりますので、現在実施している意向調査を踏まえ、課題や問題点、業務量などを見極めながら、必要に応じ職員の配置等について検討してまいります。

森林環境譲与税の実績と見込み、また市公有林の現況と管理状況等につきましては、経済部長より答弁させます。

**○議長（福士 稔議員）** 経済部長。

**○経済部長（大湯幸男）** 私からは、初めに森林環境譲与税の実績と見込み、今後の計画についてお答えをいたします。

森林環境譲与税について、昨年度は445万2,000円が交付されました。今年度と令和3年度ではそれぞれ935万1,000円、令和4年度と令和5年度ではそれぞれ1,200万円、令和6年度以降は1,500万円ずつ交付される見込みとなっております。

その用途につきまして、令和元年度は森林所有者への意向調査の準備として、対象森林抽出業務委託や事前アンケートの実施により計411万6,978円を支出し、残額33万5,022円については、公共施設等整備基金に積立しております。令和2年度以降は、順次意向調査を進め、この調査結果を踏まえて、森林経営管理制度により市で管理することとなった森林の間伐などの森林整備をはじめ、森林経営のための人材育成や担い手の確保対策、木材利用の促進や普及啓発などに活用してまいります。

次に、市公有林の現況と管理状況等についてお答えをいたします。

市公有林についてですが、面積は679.5ヘクタールとなっております。また、平均林齢は47年生となっております。樹種については、杉などの針葉樹が約6割、ナラなどの広葉樹が約4割となっております。伐期を迎えている山が多くなっています。

管理につきましては、現場の状況を踏まえ、平川市森林整備計画の施業方針に基づき実施しており、今年度は、南田中山の下刈り、新屋町山の下刈りと除伐、碓ヶ関相沢の搬出間伐を実施しております。管理上の問題としましては、全国的にも言われているように、林業従事者の高齢化や担い手不足のほか、隣地との境界が不明な部分があるなどの課題があると考えております。

**○議長（福士 稔議員）** 長内秀樹議員。

**○8番（長内秀樹議員）** それでは順次、再質問させていただきたいと思っております。

まず、最初に森林管理制度の私有林の面積お伺いしました。この際に私有林の面積は分かったんですが、所有者数、お答えしていませんでしたので、まず所有者数は何戸数

なんですか。

○議長（福士 稔議員） 経済部長。

○経済部長（大湯幸男） 私有林の所有者数ということで、先ほど森林環境譲与税の使途についてお答えしました。

昨年度実施しました事前のアンケート、この対象人数ということで置き換えてお答えします。そのときに発送した人数は、1,626人でございます。

○議長（福士 稔議員） 長内秀樹議員。

○8番（長内秀樹議員） 私有林ということで1,626人。たしか、令和元年9月9日の総務企画常任委員会でも私、経済部長に質問いたしました。その際に、経済部長は森林経営管理制度の対象者は個人で約2,700人、法人約50人で、約3,000人が対象だとお答えしてございます。

今回、今のお話ですと所有者は1,626人、つまり森林所有者は民有林の所有者です。1,626人が正解なんですか。これには法人とかそういうのは入っているんですか。

あわせて、林地台帳はあるのですか。その3点、お伺いします。

○議長（福士 稔議員） 経済部長。

○経済部長（大湯幸男） 人数が合わないということのまず御質問でございます。申し訳ございません。当時の答弁は、アンケート調査を実施するに当たり、森林簿という台帳がございます。その中で、その方が何筆持っているかということの台帳でございますけれども、そのときは総数で二千幾らということでお答えしたのかと思います。

ただ、先ほど言ったように1,626人というのは、ある程度精査した上で絞り込んで、所有者が分からない方もおります。そういうことから、所有者がしっかり分かっているものということで、1,626人にアンケートを送付したということで御理解ください。

○議長（福士 稔議員） 長内秀樹議員。

○8番（長内秀樹議員） それでは、この1,626人というを仮定してお伺いしたいと思います。

この1,626人のうち市内在住者、県内在住者、県外在住者、今回発送したと思えますけれども、その割合など分かっていたら御紹介ください。

○議長（福士 稔議員） 経済部長。

○経済部長（大湯幸男） すみません。回答状況ということではございますけれども、1,626人の県内、県外そこは今手元に資料がございませんので、後ほどということによりしく願います。

○議長（福士 稔議員） 長内秀樹議員。

○8番（長内秀樹議員） 分かりました。それは、後で願います。

私、なぜこういう質問をするかといいますと、実際私有林になりますと今、意向調査をしますとまず一番は相続未登記の人が大分いるかと思うんです。親の時代から、孫の時代へとといった形で相続があったわけですけれども、それが相続が未登記の方がたくさんいるかと思えます。山は特にあるかと思えます。相続未登記のものについては、今の状況はどんな状況ですか。

○議長（福士 稔議員） 経済部長。

○経済部長（大湯幸男） 実は8月30日と31日、先ほど来答えてございます昨年実施し

たアンケートを基にこの意向調査、先ほど言ったように8月30日と31日、碓ヶ関地域にある私有林、個人で山を持っている方を対象に意向調査を実施しました。

その質問の中に、相続しているかどうかということは、残念ながら質問には出てないんです。まずは、自分の所有であるかということで答えた方がまず60人のうち40人くらいが自分のものだ、後は分からないということでの回答が出てございました。自分の山の所在を把握しているかということとか、あるいは境界を把握しているかとか、後は日常的に管理しているかと、これらのことの意向調査で、先ほど長内秀樹議員言ったように今度本当に自分で今後管理するのか、市に頼むのかというのを整理して対応していく、今そういう段階で実施しているということでございます。

**○議長（福士 稔議員）** 長内秀樹議員。

**○8番（長内秀樹議員）** 私もこれ、これから大分問題になっていくかと思います。実際、今碓ヶ関地域を抽出して所有者60人にアンケートして、その結果40人は自分の物だと、残り20人は自分の物かどうか分からないと、そういうような現状だったということです。そういうような場合、今後市としてこれからどう対応していけばいいのか。そして、そういう方々に意向調査で森林経営管理制度でお話の意欲ある森林経営者に作ってもらえるか、そのことを説明しなくちゃいけません。また、できない場合は市が管理、非常に大きい問題だと思います。

こういうようなことで一つ一つを整理して、潰していかなくちゃいけない。ハードルを越えていかなくちゃいけないと思うんですけども、まず一番最初に市町村がやらなくちゃいけないことは、山の持ち主が誰なのか。

そして2つ目には、山の境界です。そこからまず手をつけなくちゃいけないと思うんですけども、山の境界についてお伺いします。多分、企画財政部長だと思いますけれども、山の境界はもう地籍調査というんですか。そういうものはどういう状況なんですか。私有林の地籍調査は。

**○議長（福士 稔議員）** 企画財政部長。

**○企画財政部長（西谷 司）** 地籍調査につきましては、既に平川市合併前からそこは終了しているものと認識しております。ただ、その境界そのものの確定、どこが境界かということはまた別問題で、恐らく山林に入ったときに改めてそこは当該利害関係者と共に、立会いの下にそこは決めていくものと私は認識しております。

**○議長（福士 稔議員）** 長内秀樹議員。

**○8番（長内秀樹議員）** まず境界は確定しているけれども、実際現場での確認作業は今後やらなくちゃいけないと認識してよろしいわけですね。そうなれば先ほどお答えにまだなっていません。平川市には林地台帳はございますか。

**○議長（福士 稔議員）** 経済部長。

**○経済部長（大湯幸男）** すみません。林地台帳の存在に関して、ちょっと把握してません。後ほどということをお願いいたします。

**○議長（福士 稔議員）** 長内秀樹議員。

**○8番（長内秀樹議員）** 仮に、林地台帳があって登記がされて平川市が売った場合、抵当権が設定されていると、こういう場合も可能性にはあるかと思います。当面、業務は業務としてこういうもののソフトな面のリサーチ、調査も必要かと思いますが経済部



長どうですか。

**○議長（福士 稔議員）** 経済部長。

**○経済部長（大湯幸男）** まず、この制度の進め方を御説明いたします。

先ほど来、長内秀樹議員も気にしてございます、我々今やっている意向調査その中において、まずはもう既に自分の山なので森林というのは自分の山は自分で管理しなさいと法律でなっております。それに基づいて自分でやっている、何も今さらというかこの制度を使わなくても、自分で管理して将来的に業者とやり取りして、伐木してそういうふうに対応する方は、まずこの制度からは除外します。

そして、何とかお願いしたいということがあれば、まずは現地の確認をします。今度、今やっている意向調査を基に現地を確認していく状況になります。その現地確認というのは、当然場所の確認が一つ、そしてまたその場所が果たして、今後ちゃんと道路の付近にあって面積が集中ささっているのか。いくら道路があっても道路から遠くて、とても将来的に管理が難しいというようなところは、この制度から外して、ここはできませんということのできるんです。そこを色分けしたい。現地調査をやる中において、先ほど来出てます境界の確認、これはあくまでも地籍調査による境界を定めるとかではなく、境界を双方で確認すると隣地の方が2人来て確認する。その確認作業も例えば森林の経営コンサルタントとか、そちらに委託したいと今考えてございます。

それをやった後に、今度条件がいいところ、本当に条件がそろって道路から近くであって集団でまとまっている。我々、調査をやるに経営林という言葉を使うんですけども、斜度30度未満そしてまた道路から100メートル以内ということで図面に落とししました。そういうところを抽出して、実は先ほどの8月30日、31日、対象者をお願いして意向調査してございます。その結果をもって、さあいよいよ民間の業者、やる気のある業者がここだけ我々受けて、管理していきますというところはそのまま業者へお願いします。しかし、そういう現場確認した中において、やっぱり我々できないとなったところを市で管理して、この制度を使って管理するということですので、その分だけを管理する。条件がよくて、民間とマッチングしたところはあくまでも所有者と業者とのやり取りです。木を切ったり、売ったりして、その利益をもって伐採の費用とか相殺するとなっております。そこは、それで個人がやることです。あくまでも市として管理するのは、今言った一旦業者をお願いしたけれども条件が合わなくて、そこはできませんとなったところをこの制度を使ってやるということですので、そこを御理解ください。

**○議長（福士 稔議員）** 長内秀樹議員。

**○8番（長内秀樹議員）** 何か私とまだそこかみ合っていないので、違うほうからお話をしたいと思います。

森林環境譲与税のお話をしたいと思います。先ほど、昨年約445万円があって、歳出で約411万円、残額が約33万円を公共施設等整備基金に積立てをした。そして、今年度は445万円の倍、935万円、令和4年度からは1,200万円、令和6年度から毎年1,500万円の森林環境譲与税が交付されてくるということだわけです。この事業がある限り無限大にはしごが外されない限りは。

そして今回、約33万円を残してそれを公共施設等整備基金に積んだわけです。ほかの市町村、弘前市、むつ市、これらの残金を環境譲与税基金条例を策定しまして、積んで

ございます。本市においてはこの件について、残金が出た場合は今回、公共施設等整備基金に積立てをしましたけれども、何かこれ税ちょっとひもといえますと、公共施設等整備基金でもいいんですけれども私も理解しました。いいんですけれども今後、方向性として基金条例はつくらないんですか。

**○議長（福士 稔議員）** 企画財政部長。

**○企画財政部長（西谷 司）** 今の基金条例のお話ですが、すべからくと言いますか今回、この森林環境譲与税に限っては確かに新たな基金の創設が望ましいということが、国から通知がありました。

今回、我々のほうでも残金の扱いについては新たな基金を創設するか、造成するか、あるいは今私どものほうでは公共施設管理基金をこういった類いのもので、内部の数値をきちんと管理しながら運用してございます。今後、やはりそれが森林環境譲与税なるものが10年、20年と続くようなことで、そのお金をやはり明らかにしていくべきということなんであれば、ここはそういった形で基金条例の造成もやぶさかではないと考えてございます。

**○議長（福士 稔議員）** 長内秀樹議員。

**○8番（長内秀樹議員）** 法令の中に、森林環境譲与税の用途の公表についてというところがございます。森林環境譲与税の法律要綱には「市町村及び都道府県の長は、決算を議会の認定に付したときは、遅滞なく、森林環境譲与税の用途に関する事項について、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならないものとする。」ってこうあるんです。

今回、決算です。他の市町村においては、用途についてもう出しているところもあると思うんです。本市においては、今決算議会を迎えますけれども、決算議会で認定されたから出すんじゃないかと、この条文見てみますと、もう決算議会に諮ったときに出しなさいというような条文です。今回、用途の公表はどのような計画ですか。

**○議長（福士 稔議員）** 経済部長。

**○経済部長（大湯幸男）** 御質問の用途の公表ということでお答えをいたします。

森林環境譲与税の用途については、森林環境譲与税及び森林環境税に関する法律により、長内秀樹議員御指摘のように決算議会に付したときは、遅滞なくインターネットなどの方法により、公表しなければならないとされております。そのことから市としましては、本議会終了後、速やかに市のホームページに掲載し公表する予定ということになります。

**○議長（福士 稔議員）** 長内秀樹議員。

**○8番（長内秀樹議員）** 遅滞なく、それこそやっていただければと思います。

続いて、市有林のお話をしたいと思います。市有林、私も県の資料などを調べてみました。そうしましたらやはり平川市の市有林の面積、公地面積の七十九、何%と黒石市よりも多くて、この辺の一番です。パーセンテージでいきますと、大鰐町に次いでです。国有林も含めると、面積でいってもすごい面積になっています。私も森林についていろいろ調べてみたら、始めてびっくりしましたけれども、市公有林が青森市に1筆、黒石市に8筆、大鰐町に2筆あります。尾上町時代の尾上町にも山があるという本がありますけれども、その中にも書かれております。これ市外に飛び地であるわけですので、

この辺の管理についてはどういう形でやっているものですか。

○議長（福士 稔議員） 経済部長。

○経済部長（大湯幸男） 御質問の他市にある公有林の管理は、直営ということで実施してございます。

○議長（福士 稔議員） 長内秀樹議員。

○8番（長内秀樹議員） お話を変えてお伺いします。

平川市有林野巡視員、規程にございます。毎年4月11日から11月30日まで委嘱することになってはいますが、現在何名に委嘱していますか。

○議長（福士 稔議員） 経済部長。

○経済部長（大湯幸男） 申し訳ございません。巡視員の人数、今手元に資料ございませんので、後ほどということでもよろしくお願ひいたします。

○議長（福士 稔議員） 長内秀樹議員。

○8番（長内秀樹議員） いろいろ見ていきますと、平川市分収林条例だとかいろいろな条例があるんですけども、なかなかそこまで実際、目届かないと思います。非常にこの問題はいろいろ多岐にわたってしまっていて、なかなか難しい問題があるかと思ひます。加えて今のように市有林が飛び地で青森市浪岡大字細野、黒石市大字袋、大鰐町にあるわけですから、これらをどうするか、どういう形でもっていくかなど、いろいろこれから多岐にわたって問題が出てくるかと思ひますけれども、こういったことから、③平川市森林整備公社の設立を私は御提案をしたいということなんです。

先般、東奥日報に記事が載りました。令和2年8月24日付、第3面に記事載っていました。ここにバイオマス燃料向けエネルギーの森確保、政府検討普及を推進ということで、政府がエネルギーの森構想をお話をしました。資源エネルギー庁と林野庁がタッグを組んで、まずこのエネルギーの森構想私お話しましたけれども、これについてはどういう御見解ですか。

○議長（福士 稔議員） 経済部長。

○経済部長（大湯幸男） 私そこまで記事を読んでいなくて、今何とも言えないです。申し訳ありません。

○議長（福士 稔議員） 長内秀樹議員。

○8番（長内秀樹議員） 話を替えまして、木質バイオマスの地域振興についてお伺ひしたいと思ひます。

本市は、平成28年にバイオマス産業都市構想を申請して、実施してございます。今、国はバイオマス産業構想の中の1つとして、エネルギーの森構想をうたってきたわけです。このエネルギーの森構想というのは見てみますと、杉とかじゃなくもっと生育の早い木を植えてそれをバイオマスに供給をしたり、そしてその地域を豊かにしていこうというような計画でございまして、本市でバイオマス地域振興の中で荒廃地の有効活用ということで、地域振興の中をうたってございまして。概要版の中で、このバイオマスについてと森林については何か考えているものですか。

○議長（福士 稔議員） 経済部長。

○経済部長（大湯幸男） 確かに先ほど答弁しました平川市森林整備計画の中にも、平成27年度から稼働している木質バイオマス発電所では、年間7万2,000トン木質チップ燃

料を消費していることをうたっております。現在も実は私有林、先般例えば財産区を廃止して個人で廃棄したその方々も最中今伐木しております。その木が、ほとんどバイオマスのほうに行っているということを確認してございます。そういった形でつながりというか、それが続いていくのかというようなことで考えております。

**○議長（福士 稔議員）** 長内秀樹議員。

**○8番（長内秀樹議員）** 大分、時間もあれなのである程度、まとめてお話をしたいと思えます。

まず、この森林経営管理制度、森林環境譲与税が令和6年度から毎年1,500万円ずつ来るということで、この現状を踏まえそしていろいろな多岐にわたる作業があるというような中で、私最後に御提案といいますかぜひとも公社をつくる前段階で、プロジェクトチームだとか対策室とか検討会とか、一気に公社までいかななくても何かこの辺やっついていかないと、あまりにも問題が多岐にわたっています。当面、基金条例をつくって、そしてその残金を基金に入れ、その後の使い方についてなど、ぜひそういう考え方で計画してもらえよう御提案してこの質問は終わります。

次に、2. 図書館運営についての①図書館運営の課題はについてであります。

図書館運営に当たっての目標、または方針と現状での問題点は。また、市で発行した資料や市内で活動している団体等が発行、出版した資料、書籍について、デジタル化することで文化を未来に残すことも必要であると思えますが、市としての考え方をお伺いします。

次に、②コロナ禍の新しい生活スタイルでの図書館はについてであります。

新型コロナウイルスと共生する時代となりました。コロナ禍での新しい生活スタイルを踏まえた図書館運営に当たり、リカレント教育などを代表した生涯学習と図書館の役割、その位置づけ、今後の図書館運営についてどのように考えているのか。また、電子書籍の位置づけと貸出し方法について、貸出し・返却時におけるICチップ、バーコード利用によるデジタル化について市の考え方をお伺いしたいと思えます。

最後に、③尾上分庁舎改修計画と図書館についてでございます。

令和元年11月15日、議員説明会のときの資料で、3年後の令和5年度に事業規模5億円で、尾上分庁舎改修事業を計画するとお伺いいたしました。まずは、事業費規模5億円とした根拠をお伺いしたいと思えます。その内容には、図書館も入っているかと思えますけれども、尾上図書館部分はどうなるのか併せてお伺いをしたいと思えます。図書館の運営についての分庁舎の改修ということでお伺いしたいと思えます。

**○議長（福士 稔議員）** 市長。

**○市長（長尾忠行）** 図書館運営についての御質問であります。初めに私から、昨年度の平川市財政運営計画で予定しておりました尾上分庁舎改修事業の基本的な考え方についてお答えをいたします。

まず、この改修事業の実施時期につきましては、令和4年度秋頃の新本庁舎完成に伴いまして、その後速やかに健康センターの改修工事が行われ、そこに建設部が移転された後、早ければ令和5年度中に尾上分庁舎と生涯学習センターの改修を実施することができるのではないかということで計画をしております。

また、概算事業費につきましては、尾上分庁舎と図書館を含んだ生涯学習センターの

施設全体の照明設備、空調設備、そして給排水設備をメインに改修することとして、これまでの市内公共施設の改修事業費を参考として、概算事業費5億円を見込んだものがあります。

なお、新たな事業計画の内容については、現在、検討を進めている尾上分庁舎の利活用方法の内容を踏まえた上で見直すこととなりますので、御理解くださるようお願いいたします。

図書館運営の課題及びコロナ禍の新しい生活スタイルでの図書館についての御質問については、教育長が答弁いたします。

**○議長（福士 稔議員）** 教育長。

**○教育長（柴田正人）** 私からは、図書館運営に当たっての目標または方針と現状での問題点についてお答えします。

まず、図書館運営に当たっての目標または方針については、毎年度、平川市図書館運営方針と重点を定めており、その方針としては市民の生涯学習を支援するために、図書資料の充実を図るとともに、いつでも、どこでも、誰でもが身近に利用できる図書館を目指しています。また、子供の生きる力を育み、広い視野と豊かな感性を養うための読書環境の整備に努めることとしております。

現状での問題点につきましては、月例お話し会など図書館主催事業の参加者が少ないこと、県立及び他市町村図書館から図書を借用できる制度の認知度が低いこと、視覚障がい者等が利用しやすい図書資料、電子書籍や音声データ等の整備の不足が挙げられます。今後、市民の誰もが身近に利用できる図書館を目指して、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、コロナ禍の新しい生活スタイルでの図書館はについてお答えします。

新しい生活スタイルを踏まえた1人1人の基本的感染対策として、これまで定期的な換気、閲覧席の使用制限や消毒、図書消毒器を導入してきたほか、図書資料の貸出し上限を5冊から10冊に拡大するなどに取り組んできました。リカレント教育などを代表とした生涯学習と図書館の役割、位置づけについてと、今後の図書館運営についてですが、リカレント教育は、職業を持つ社会人が、自身のキャリアの中で近い将来必要となる資質・スキル等を身につけるために、何歳になっても学び直しをすることです。

今後、超長寿社会を迎え人生100年時代に対応するためには、新しい生き方や新しい働き方を考えるなど、1人1人が可能性を最大限に引き出し、豊かな人生を送ることができるよう、誰もがあらゆる機会に学び続けることができる環境づくりが大切であり、生涯学習の重要性がますます高まることが予想されます。このような中、図書館は、地域における生涯学習施設であり、地域の知の拠点として大切な役割を担っていることから、図書館がリカレント教育に資するためには、継続した図書館資料の収集、充実を図ることが大切であると考えております。今後とも市民の生涯学習を支援してまいります。

平川市や市内で活動している団体等が発行、出版した資料等のデジタル化について及び電子書籍の位置づけと図書の貸出し・返却方法のデジタル化については、教育委員会事務局長より答弁させます。

**○議長（福士 稔議員）** 教育委員会事務局長。

**○教育委員会事務局長（対馬謙二）** 私からは、まず1点目の平川市や市内で活動して

いる団体等が発行、出版した資料等のデジタル化についての御質問にお答えします。

現在、平川市図書館に蔵書している資料の中で、平川市や市内で活動している団体等が発行、出版した資料は、郷土資料の分類に含まれており、令和元年度末で1万2,956件となっております。さらに、著作者名に平川市及び合併前の旧町村名が含まれている資料は418件あり、そのうち市役所及び旧町村役場名の発行が232件、それ以外の団体等は186件となっております。図書資料をデジタル化することにより、基の資料を良い状態のまま保存できること、データをクラウド上に保存することにより災害対策となるなどのメリットがあります。

しかしながら、用途による画像や音声、テキストデータなど電子化の方式の選択、著作権や複製権などの権利処理、閲覧用端末パソコン及び管理システムの費用面などの課題も多いことから、図書資料の優先順位を仕分けし、計画的にデジタル化を推進していきたいと考えておりますので御理解をお願いいたします。

次に、電子書籍の位置づけと図書の貸出し・返却方法のデジタル化についてお答えします。

電子書籍については、読み上げや文字の拡大が可能なものがあり、視覚障がい者等の皆さんにも利用しやすい図書となっていることから、点字図書や大活字図書とともに、全ての市民が身近に利用できる図書館を目指すための有効な資料であると考えております。

しかしながら、電子書籍には全般的に出版される数も少なく、視覚障がい者等の皆さんにとって利用しづらいものもあることから、電子書籍の導入に関しましては、さらに調査してまいりたいと考えております。

また、図書の貸出し・返却方法のデジタル化についてでありますけれども、現状はバーコードを読み取り図書の管理をしている状況であり、ICチップを導入した場合、資料検索の迅速化や貸出し・返却作業の省力化などが期待されますが、ICチップを導入した図書館を調査したところ、複数冊をまとめて返却した場合や図書の形状・材質などによりましてデータを読み込まない不具合も発生しております。その後の返却処理の確認や蔵書点検が必要になるなど、デメリットも報告されております。

さらに、図書館の蔵書数は約14万6,000冊であり、全てにICチップ貼付と管理システム等の変更を行った場合、多くの作業時間と経費を伴うことから、ICチップ導入は難しいものと考えておりますので、御理解のほどよろしくをお願いいたします。

**○議長（福士 稔議員）** 先ほど、経済部長より答弁漏れがありましたので、経済部長より発言をお願いいたします。

**○経済部長（大湯幸男）** 私から長内秀樹議員の答弁漏れについてまずは、市私有林の市内、市外、県外、市内1,251人、市外281人、県外94人、合わせて1,626人。

そしてまた、巡視員これは尾上町時代に実施して公有林の管理を巡視員にお願いをしてやっている。現在は置いていないということで、しかしながら、市できちんと現地を確認しながら森林について把握しているということでございます。ちなみに、尾上町時代は地元の林業業者に委託していたということでございます。

そしてまた、林地台帳現在ございません。あくまでも、森林簿で対応しているということでございます。

○議長（福士 稔議員） 長内秀樹議員。

○8番（長内秀樹議員） 図書館のことについて、話をもう一回戻します。今回、図書館の質問をするに当たって、図書館からいろいろ資料頂きました。本当に、人口から床面積から職員の数、蔵書数など、いろいろ貸出人数など資料を頂きまして、ありがとうございました。おかげさまで大分、勉強になって図書館分かりました。

再質問です。現在図書館、平賀、尾上、碓ヶ関地域とコーナーという形でありますけれども、ほかのところへ行くと1か所へまとめるとかという考えありますけれども、その考えはどんなものですか。あるんですか、ないですか。

○議長（福士 稔議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 平賀図書館と尾上図書館の両方を維持する考えがあるのかという御質問だと思いますが、お答えをいたします。

私としては、この両方を維持する考えであります。なお、尾上図書館については、尾上分庁舎と併設しておりますので、今後の尾上分庁舎の利活用方法の検討次第ではありますが、新たな機能の追加などの要素を含んでいるものと考えております。今のところは検討中というところであります。

○議長（福士 稔議員） 長内秀樹議員。

○8番（長内秀樹議員） そこでついでにもう一つお伺いします。図書館の管理・運営についてです。

他市町村に行きますと、直営でなく民間事業者へ業務委託というようなこともやっています。本市の図書館直営ですけれども、業務委託という考えはあるんですか。

○議長（福士 稔議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 他の市へ行きますと、それは状況によっては指定管理等を行っているところもございますが、当面は市の直営という形で管理運営を行うことで考えております。

ただし、民間事業者等への業務委託を全て否定するものではありませんので、岩手県紫波町のオガールプロジェクトのように人が来る図書館のような先進事例を参考にしながら今後メリット、デメリットを含めて研究してまいりたいと思います。

○議長（福士 稔議員） 長内秀樹議員。

○8番（長内秀樹議員） 最後になると思います。最後に一つお伺いします。今年、鬼滅の刃という漫画、大分はやりました。私も見ましたら、4,000万部売れたそうです。すごい。

ところで、平川市図書館において選書基準についてお伺いしましたら、漫画は駄目だとなってますけれども、この選書基準について漫画は駄目なんですか。その辺、考え方お伺いしたいと思います。

○議長（福士 稔議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（對馬謙二） 基本的に、漫画は駄目だということではございませんけれども、現在コミック漫画に部類しているものは置いておりません。今、長内秀樹議員言われました鬼滅の刃ですけれども、コミック漫画は置いていないんですけれども、小説になっているものは置いているということでございますので、本当の週刊的な漫画であるとかについては、現状置いていません。

○議長（福士 稔議員） 長内秀樹議員。

○8番（長内秀樹議員） 鬼滅の刃がいいという、何というか難しい。社会的現象になったコミックですけども、例えば漫画で分かるシリーズとかあります。現在、そういうものはたしか図書館で検索しましたらありました。

そろそろ選書についても、図書館の選書、本を選ぶ際に司書がいますので、司書と会議をやって選んでいるかと思えますけれども、選書についてももうちょっと踏み込んだ時代に変革してきたんじゃないか。漫画は駄目だというのは、非常にそのものによります。でも、こういうように社会的現象になった鬼滅の刃だとか、名探偵コナンだとか、ひみつのアッコちゃんだとか、こういうのも今の時代そろそろ第一線を越えてもいいのかと私は感じる次第です。ぜひとも御検討ください。以上で質問を終わります。

○議長（福士 稔議員） 8番、長内秀樹議員の一般質問は終了しました。

昼食等のため、午後1時まで休憩いたします。

午前12時00分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（福士 稔議員） 会議に入る前に、議場内の議員、理事者並びに傍聴者の皆様に申し上げます。本定例会中、新型コロナウイルス感染予防のため、本会議場の扉を開放し密閉空間とならないようにしております。

なお、発言の際はマスク等の着用をお願いいたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

第3席、9番、佐藤 保議員の一般質問を行います。

佐藤 保議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

佐藤 保議員、質問席へ移動願います。

（佐藤 保議員、質問席へ移動）

○議長（福士 稔議員） 佐藤 保議員の一般質問を許可します。

○9番（佐藤 保議員） 第3席、議席番号9番、誠心会、佐藤 保でございます。私は、3件の事案について一般質問の通告をさせていただきました。

1つ目は、まだまだ先行きの見えない、しかし確実に私たちの周辺に近づいているのを実感する新型コロナウイルス感染症について、市の対応についてお伺いします。

2つ目は、3月議会で通告したものの時間切れで質問のできなかった循環バスについて。これは今まで各議員からも何回も出ており、そろそろまとめの段階にあるかと思えますので確認させていただきます。

3つ目は、熊問題についてであります。市民の命と基幹産業を守るという観点から質問させていただきます。

それでは、1. 新型コロナウイルス感染時の対応について。

マスクの日常の中で毎日のように感染者数が報告され、議会中も検温やその都度の清掃等も行っていますが、最近では次第に私たち自身の危機感が薄くなっていることを懸念しております。自分だけは大丈夫と、たかをくくっている自分もあるわけですが、確実に自分の身に一步一步近づいているのは感じます。毎日、全国の感染状況がマ



スコミでも発表されております。集計時間の差で新聞等にもずれがあるわけでありましてけれども、やはり地元紙が一番正確な午前0時の集計値で出しております。大手は18時台とかあります。昨日の午前0時現在、全国の感染数は7万2,227名、昨日の感染確認者数は294名であります。その中で、青森県は35名、昨日の感染者はおられませんでした。東京都は2万1,849名、昨日は77名の感染に収まっているようであります。

毎日のようにこの数字を我々は目にするわけでありましてけれども、さて、平川市の状況について確認させていただきます。ただいまの状況では平川市には感染者がおりません。しかし、今平川市民として自分が感染した場合はどういう手順で、この新型コロナウイルス感染症に対応すればよろしいのか。そこら辺がまだ曖昧なままで、どういう手順で自分が感染した場合、これを進めればよいのかまだ明確には分からない状況であります。その中でまず自分が感染した場合、平川市民としてどういう手順でこの新型コロナウイルス感染症に対応すればよろしいのか。そこを市の手順等おありでしたら、お知らせ願います。そしてまた家族が感染した場合、どのように対応すればよろしいのか。

そしてまた、市内にクラスターが発生した場合には、市としてこれにどのように対応するのか。お知らせ願いたいと思います。

**○議長（福士 稔議員）** 市長、答弁願います。

**○市長（長尾忠行）** 佐藤 保議員御質問の新型コロナウイルス感染症の対応についてお答えをいたします。

議員御指摘のように、毎日のように全国で数百人以上の新型コロナウイルス感染症の新規感染者が報告されております。いずれ、自分の身にも起こるのではないかと不安を抱いて生活している方も多いと思います。

そこで私からは、御質問の市内にクラスターが発生した場合の対応についてお答えをいたします。市内にクラスターが発生した場合についてですが、感染が確認された方、感染者の濃厚接触者、症状がなくても保健所において濃厚接触者と判断された方などについては、後ほど健康福祉部理事から説明させますが、保健所の指示の下、所定の対応をしていくこととなります。

中核市である青森市や八戸市は、自ら保健所を設置しておりますが、当市は弘前市を中心とした圏域8市町村に対して県が設置する弘前保健所の管轄になるため、感染者の確認、濃厚接触者の判定及びクラスター発生の判断は、いずれも弘前保健所が行うこととされております。そしてまた、封じ込めを含む全ての対応も、市ではなく保健所が行うこととなります。

具体例として、クラスター発生後は感染拡大防止のため、事業所等の消毒を行う場合もありますが、これも保健所の指示を受けての作業となります。なお、食中毒の場合などとは異なり、保健所が新型コロナウイルス感染症対策を理由とした営業停止等を指示することはないとのこととあります。

管内にクラスターが発生した場合の市としての対応についてですが、個人の感染者が発生した場合と同様に、十分な感染拡大防止策を講じることはもちろんのこと、誹謗中傷、心ない批判や差別的な対応が起こることのないよう、市民への周知、啓発に努めてまいります。新型コロナウイルスは、誰もが感染する可能性があり、また、他者に感染させる可能性もあります。だからこそ、それを責めるべきではないという認識の下、個

人情報の保護に配慮しながら対応してまいりますので、御理解、御協力のほどよろしく  
お願いいたします。

市民の取るべき手順についての御質問につきましては、健康福祉部理事より答弁させ  
ます。

**○議長（福士 稔議員）** 健康福祉部理事。

**○健康福祉部理事（一戸昭彦）** 私からは、御自分に新型コロナウイルス感染症の感染  
が疑われた場合についての一連の流れについて、御説明いたします。

発熱や倦怠感、息苦しさなど、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる症状があ  
る場合、まずは帰国者・接触者相談センターに相談します。その結果、新型コロナウイ  
ルス感染の疑いがある場合には、専門の帰国者・接触者外来を紹介され、多くの場合医  
師の指示の下にPCR検査を行います。

なお、この検査までの部分については、7月15日より弘前保健所管内に弘前市医師会  
による弘前PCRセンターが開設されており、かかりつけ医を受診することで医師会の  
行うPCR検査につながる場合もあり、管内での検査体制が強化されております。検査  
の結果が出るまでは、安静の上自宅待機となりますが、陽性と判定されかつ症状が重い  
場合は、保健所で用意する感染症車両あるいは救急車等により、感染症法に基づく指定  
医療機関に搬送され、入院となります。なお、青森県の場合は、現在病床数に余裕があ  
るため、たとえ無症状であっても入院となるとのこと。また、検査の結果が陰性だ  
った場合は、2週間程度の健康観察を行っていただきます。

入院となった場合には、10日から長くても数週間の加療の後、再度PCR検査を行い、  
この検査で陰性となった場合は退院となります。退院後は隔離等の必要はないため、新  
しい生活様式を取り入れた日常生活を送っていただくこととなります。なお、退院時  
には他人への感染性は極めて低いものの、退院後に再度陽性となる場合がまれにあるため、  
退院後少なくとも2週間は一般的な衛生対策に加え、健康観察を行っていただくとの  
ことです。

最後に、厚生労働省の配信する新型コロナウイルス接触確認アプリCOCOAをイン  
ストールし、利用することも今後の感染拡大防止につながりますので、市としましては  
利用の啓発に努めるとともに、引き続き感染拡大防止に資する情報について周知に努め  
てまいります。

次に、家族に感染が疑われる方がいる場合についてですが、御自分の場合と同様に、  
まずは帰国者・接触者相談センターに相談するとともに、御自宅においては、ほかの家  
族と生活スペースを分けることや、換気をしっかりと行う必要があります。家族のPCR  
検査の結果が出るまでは全員自宅待機となり、その結果陽性と判定された場合は、感  
染症法に基づく入院となりますが、その場合であっても、むやみにほかの家族が自家用  
車で連れていくようなことはせず、保健所の指示に従っていただくこととなります。ま  
た、家族が陽性と判定された場合は、同居のほかの家族についても濃厚接触者と判断さ  
れることが多いため、この場合は家族全員に対してPCR検査を行います。

なお、弘前保健所に確認したところ、家族が入院となった場合には、それ以外の家族  
の学業や仕事などについては、2週間程度休むことが望ましいとのことですが、自分自  
身に症状が現れず、かつ人との接触を避けられるテレワークによる勤務などが可能であ

れば、必ずしもその限りではないとのことです。

また、PCR検査の結果、家族全員が陰性と判定された場合は、以後2週間程度の健康観察を行っていただきますが、この期間に御自分やほかの家族に症状が現れた場合には、直ちに保健所に相談し、指示に従っていただくことになります。

なお、9月4日付で厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から、インフルエンザの流行期を見据えた、今後の新型コロナウイルス感染症の診療・検査等についての通知がされております。この中には、帰国者・接触者相談センターについては、住民が相談する医療機関に迷った場合の相談先として、(仮称)受診・相談センターへ名称を変更し、体制を維持・確保することなどが挙げられております。今後も、情報収集に努めるとともに、市民への周知など適切に対応してまいります。

**○議長(福士 稔議員)** 佐藤 保議員。

**○9番(佐藤 保議員)** 新型コロナウイルス感染症、大体正体もほぼ解明状態にあるかと思ひまして、意外と当初それから先日まで心配されたような状況ではないというようなことで、分析しているわけでありませう。

その帰国者・接触者相談センターはどこにあつて、これはたしかインターネットで探せばすぐあります。先日の市のお知らせの中にも、そういう相談窓口の電話番号とかありましたけれども、場所どこにあつてどんな対応していただけるものでしょうか。御存じでしたら。一説には、聞いてもピークのあたりはむげに対応されたという話もありましたので、一応確認です。

**○議長(福士 稔議員)** 健康福祉部長。

**○健康福祉部長(三上裕樹)** 帰国者・接触者相談センターについてお答えをいたします。

基本的には、管轄の保健所になります。そこに電話で相談をされますと、現在の症状あるいはそれまでの行動歴、海外渡航歴があるのか、感染拡大地域への移動があるのか、家族がどういう状況なのかということを確認されまして、そこから必要と判断されれば帰国者・接触者外来につなぐような仕組みになってございます。

**○議長(福士 稔議員)** 佐藤 保議員。

**○9番(佐藤 保議員)** まだそこら辺、平川市では相談した方おられるのかちょっとあれですけども、そういうルートがある。

先日の新聞でも今保健所が混雑している。これは都市部のほうなんでしょうけれども、帰国者・接触者相談センター、保健所を通さないルート、いきなり大きい病院で対応する、対応できるようになるのか、なったのか、そのことも記事にありました。

ところで、費用についてお伺いします。PCR検査を受けた場合、個人負担はあるものなのでしょうか。

**○議長(福士 稔議員)** 健康福祉部長。

**○健康福祉部長(三上裕樹)** PCR検査の費用についてでございます。

これは一般的に、大体2万5,000円程度とされておりますけれども、現在医師の判断によって行うPCR検査は、医療保険の適用となっております。そして、例えば3割の方であれば7割が医療保険適用、残りの3割は公費負担で行うということになっておりますので、自己負担はございません。あくまでも、医師の判断による検査についてござ

います。

○議長（福士 稔議員） 佐藤 保議員。

○9番（佐藤 保議員） 今朝の新聞にもありましたけれども、商社マン、相手先に入るときはPCR検査の結果を提示させるのを求められる、そういう状況にもなっているようで、会社ぐるみで全部PCR検査やられるところもあるようであります。

2万5,000円、実はこれ先日の新聞に青森県内、七戸町、南部町ですけれども、気になって個人で受ける方は2分の1の助成もやりますというお話もあるようですけれども、これはどうでしょう。平川市として、この先新型コロナウイルス感染症に対してどういうふうに対応をするのか、今お考えであればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（福士 稔議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（三上裕樹） 新型コロナウイルス感染症に関する検査についてお答えいたします。

先ほど答弁にもありましたとおり、現在PCR検査については帰国者・接触者外来を経由した検査、もう一つは県内3市、青森市、八戸市、弘前市、PCRセンターが開設されておりますのでこちらによる検査、もう一つは県が各医療機関と契約をしてPCR検査と抗原検査を実施しているという状況がまずございます。

そしてただ、こちらはPCR検査、抗原検査ともに検査を受けるためには医師による判断が必要でありまして、基本的には個人の希望による検査は実施していないという状況でありまして、そういうことも踏まえて県では医療機関を公表していない事実がございます。ただ、今佐藤 保議員おっしゃたとおり県内では公立七戸病院、南部町医療センターの2か所が個人希望による検査を実施している。これは医療機関が独自に公表しているものでございまして、そのうちの公立七戸病院では、検査の助成も行っているということをホームページ上で確認をしております。

ただ例えば、そういう中で当市においても検査ができないのか、あるいは助成ができないのかという話になるわけですけれども、近隣の市町村、そしてまた平川診療所を含めて検査を実施できるような体制にはございませんし、それゆえに検査の助成をしたとしても、現在検査ができる場所が県内その2か所しかございませんので、助成事業そのものは今のところまだ考えてございません。今後、近隣にそういうふうな検査ができる医療機関が複数出てくるようなことになれば、そのときは別な助成、あるいはその検査、その辺りを考えていくべきものと考えております。

○議長（福士 稔議員） 佐藤 保議員。

○9番（佐藤 保議員） この新型コロナウイルス感染症に関しては、意外と大きい問題になりますけれども、市としては取るべき方策があまりないんです。全部、保健所が窓口になって市でやれるところというのは、今のところ何もないと申し訳ございません。そういうことはないんでしょうけれども、そういう状況にあるのかとちょっと感じました。

さて、新型コロナウイルス感染症については、山登りに例えますと1つ目は終了、2つ目のピークの下山途中といったところでしょうか。きついピークを目指してそして下りとなり、少し周りの景色も楽しむ余裕も出てまいりました。しかし3つ目のピークは、冬場のインフルエンザの流行と重なります。これに対応するような施策は何かないのか。

3つ目のピークは、何とか楽な登りであることを祈るばかりであります。以上で1つ目の質問は終了します。

次に、2. 循環バス新ルート案と早期実現について。

私の住む地域では、長い田んぼ道を一人であるいは老夫婦で、とぼとぼ歩いている姿を時々目にします。そして、先日免許を返納した方は、新しい自転車でいろいろ買物に出ているのを見かけます。病院帰りや買物の帰りであるとのことでもあります。路線バスは一応平日通っているはずであります、時間が合わないかその他の理由があるのかも知れません。

それで、①バス交通に関するアンケート調査結果について。昨年度実施したバス交通に関するアンケート調査の結果はどうだったのか、その概要をお知らせください。

そして、②新ルート案、今いろいろ検討されているかと思えますけれども、その中に昨年来ずっと市でも対応されています弘南鉄道利用促進策はあるのかどうか。弘南鉄道は、利用者が年々減少傾向にあり弘南鉄道弘南線の利用促進のために、この新しいバスルート、何かマッチするものを考えているのかどうか。初めて地元の鉄道と一緒にあって、市民が通勤・通学、買物などに弘南線を利用しやすくするようなルート、ダイヤ設定をすればよろしいかと思うんですけれども、市ではこのことに関してどのようにお考えなのかお知らせください。

そして、③循環バスで平川市を一つにと記載させてもらいました。現在、平川市循環バス、平賀地域内で運行されており、尾上地域や碓ヶ関地域に向かうことはできない状況です。尾上地域の人が碓ヶ関地域の温泉に入りに行く、これは免許を持っていない方です。あるいは碓ヶ関地域の人たちが猿賀神社、猿賀公園の桜を見に行くことなど、3地域の住民が気軽に乗れて市内を移動することができる地域公共交通、これがあって平川市が真の一つとなると考えています。市で今、想定している循環バスの新ルート案についてお知らせください。

**○議長（福士 稔議員）** 市長。

**○市長（長尾忠行）** 佐藤 保議員御質問の循環バス新ルート案と実現について、まず初めに新ルート案における弘南鉄道弘南線の利用促進策についてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、新たなルートやダイヤを検討する上で、バスと鉄道との接続を可能とした利用者の利便性を考慮することが重要であると考えております。現在、実施している平賀地域の循環バスについては、弘南鉄道弘南線平賀駅、館田駅、そして尾上地域の乗り合いタクシーについては、津軽尾上駅にそれぞれ接続するルートとなっております。新ルート案につきましても、通勤・通学利用者の時間帯にも配慮し、駅での待ち時間ができるだけ少なくなるよう最適な運行ダイヤを設定してまいります。

次に、新たなルートの基本的な考え方をお答えいたします。

新本庁舎のある平賀地域を拠点エリアとし、全ての地域から新本庁舎や商業施設へアクセスできることを前提としております。拠点エリアである平賀地域は、これまでどおり循環型バスを運行し、平賀地域には、その他の地域からデマンド型乗り合いタクシーにより接続させ、乗換えにより市内全域を移動できるような仕組みを考えております。

次に、各地域で想定している運行形態とルート数であります、平賀地域は、循環型の定時定路線方式で4ルート、碓ヶ関地域は、デマンド方式で1ルートとし、いずれも

現行の運行形態及びルート数を維持していくことを基本としております。

一方、尾上地域はデマンド方式で、東は金屋地区を起点とし、西は新たに新山地区を起点とした2つのルートを設定し、いずれも尾上分庁舎や津軽尾上駅を経由して、平賀地域にアクセスいたします。東部地区につきましては、本年度から新たにデマンド方式により実証運行を開始する予定であります。黒石方面へのアクセスも考慮し、国道102号、県道大鰐浪岡線を経由し平賀地域にアクセスする1ルートを予定しております。

現在、来年3月にかけて地域公共交通計画の策定作業を進めており、その中で地域住民の意見も参考にしつつ、国や運行事業者と調整を図り詳細なルートを設定いたしますので、新たなルートでの運行は、令和3年度の早い段階での開始を予定しております。

昨年度に実施したバス交通に関するアンケート調査の集約結果についてであります、これについては企画財政部長より答弁させます。

**○議長（福士 稔議員）** 企画財政部長。

**○企画財政部長（西谷 司）** 私のほうから、昨年度に実施したバス交通に関するアンケート調査の集約結果についてお答えいたします。

調査対象として、15歳から24歳までの若い世代400人と、50歳以上の2,600人、合わせて3,000人の市民の方々に、アンケート用紙を郵送させていただきました。その回答数は、15歳から24歳までの109人と、50歳以上の1,039人から御回答をいただき、全体の回答率は38.2%となっております。

調査項目であります、通勤・通学状況、バス・乗り合いタクシーの利用状況や、今後のバス交通について、バス交通の改善点・要望について調査いたしました。その集約結果につきましては、若い世代では、自分でまたは家族の運転する自動車で移動すると答えた方の割合は約53%、バスなどを利用されている方は0.7%と、ほとんど利用されていない状況となっております。また、50歳以上の方についても、自動車で移動される方の割合は約69%、バスなどを利用されている方は約7%となっております。若い世代や50歳以上の方に共通して多かったのは、やはり自動車による移動がほとんどであり、バスや乗り合いタクシーなどの地域公共交通は、あまり利用していないという回答でありました。

一方で、バスや乗り合いタクシーを利用されている方々のほとんどは、買物または通院のために利用されており、自動車を運転できない方々にとっては、市民生活を送る上で不可欠なものであると感じております。

**○議長（福士 稔議員）** 佐藤 保議員。

**○9番（佐藤 保議員）** 今ほどのアンケートの結果、これで公共交通を語ろうというのは大間違いでございます。かつて、アンケートで公共交通をやったところで成功した例はないようであります。もう一度、そこら辺を十分御理解いただいて、今ほどありましたけれどもバスを利用していない。ちょうど利用したい時間帯に、バスがなかったからではありませんか。そこら辺何かアンケートの中にあつたもんですか。

**○議長（福士 稔議員）** 企画財政部長。

**○企画財政部長（西谷 司）** その辺の事情、アンケートの中で調査してございません。

**○議長（福士 稔議員）** 佐藤 保議員。

**○9番（佐藤 保議員）** だからアンケートでやろうというのは大間違いでございます。

もっと実態を自分たちの目で御確認いただくよう、よろしく申し上げます。

そして、何度考えてもおかしいと思うのは、一部地域のみを走らせていかにも平川市全域をカバーしているようなネーミングであります。平川市循環バス、旧平賀町内だけを走っているじゃありませんか。そこら辺今まで理事者側、どういうお考えで今この平川市循環バスを捉えておりますでしょうか。

**○議長（福士 稔議員）** 企画財政部長。

**○企画財政部長（西谷 司）** 確かにループ型の循環バスは、平賀地域がコース取りが可能でありますので、現在4ルートやっております。先ほど市長からも答弁ございましたが、新たな地域公共交通の計画の中では尾上地域についてはループ型ではございませんが、デマンド方式による乗り合いタクシー方式になりますけれども、これを東は金屋地区、西は新山地区から2路線を予定してございまして、これらによりまして今市内全域をカバーするというようなやり方にしようという計画でございまして、この辺は御理解いただきたいと思えます。

**○議長（福士 稔議員）** 佐藤 保議員。

**○9番（佐藤 保議員）** 何か話にならないです。デマンド方式というと自分で申し込むということで、それでは何も公共交通の意味がありません。もう一度、ルート見直してください。決まった時間にその箇所走る公共交通です。ちょっと変更をお願いしたいと思えますけれどもどうですか。

**○議長（福士 稔議員）** 企画財政部長。

**○企画財政部長（西谷 司）** これまでのバスの議論の中では、過去に尾上地域のバスの実証運行をやったことがございます。そのときは、定時定路線の形態で一年間運行してまいりました。その結果、乗車率としましては、大体平均的に一便当たり一、何人という結果で、これもやはり定時定路線については、かなり空バスも走っておりまして、大変であったということから、今回はデマンド方式のやり方を考えてございます。

デマンド方式のメリットとしましては、これまで定時定路線というのは確かにバスが運行されるんですけども、停留所そのものがこれからもうちょっと多く設定されることとなります。ですから定時定路線は基幹の道路しか通らないんですけども、このデマンド方式のやり方を取るとなるともうちょっと枝線というか、とくに足の悪い御老人とか今までその停留所に500メートルとか、1キロメートルとかかかっただけならば行けないところを、少なくとも300メートルであるとか、そういった形で停留所にたどり着くことができますので、そういう利用の仕方も今実証運行で考えております。

**○議長（福士 稔議員）** 佐藤 保議員。

**○9番（佐藤 保議員）** 公共交通、基礎から私たち勉強する必要があるんじゃないかと思うんです。希望がないから、あるいは採算取れないから、そんなことで公共交通を論ずるのは、私は間違いだと思います。同じ地域を、空気を運ぶのも公共交通ですから、ある程度採算を度外視した運用は必要かと思えます。そしていずれ乗るようになるんですから、ちょっとした短期間のアンケートや実証試験、それでもって全部をやろうというのはやはり間違いだと思います。

基本的には、やはり市民の足として公共交通の構築を望むものであります。高齢社会、高齢者の域に入っているものが言うのもなんですけれども、だんだん車の運転できなく

なります。団塊の世代、ピークになる時代まさにそこら辺をターゲットにして、もう少し平賀地域だけを回るような循環バスじゃなく、ちょっと延ばすとか前のルートにこだわる必要がないです。もう一度御検討ください。よろしいでしょうか。お願いできますか。

○議長（福士 稔議員） 企画財政部長。

○企画財政部長（西谷 司） その辺の住民のニーズ調査についても、先ほどアンケート調査だけでは語られるものではございませんけれども、もうちょっと詳細なやはりアンケートというかニーズ調査をやらなくちゃいけないものですから、現在この計画を策定する業者と一緒に、また改めてここの追加の調査を実施する計画となっておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（福士 稔議員） 佐藤 保議員。

○9番（佐藤 保議員） もう一度、もう少し詳細なアンケート、アンケートというのはちょっと駄目です。実態調査、何とぞよろしくお願ひしたいと思ひます。一度構築したら市民が乗りたくなるようなコース設定とか、そこら辺を考えてください。市職員も積極的に利用して、例えば我々議員も議会に合わせた時間帯で走らせれば、それに乗せてもらう。交通費の支給はもちろん不要になりますし、そういう感じで新しい視点で循環バスお考え願ひたいと思ひます。

次に、3. 金屋地区の熊出没対策について質問させていただきます。

市街地での熊出没では、逆に熊の立場になって考えてしまいます。熊自身も何でこのような場所、このコンクリートで囲まれた狭苦しいところに人間が住んでいるのかと、ちょっと熊自身が戸惑っているがらの市街地の出没ではないかと考えます。

金屋地区、すぐ隣の地区もそうでありますけれども、りんご畑周辺で発見された熊については、今回は最も危険であるとされる子連れの熊でした。7月早朝でありますけれども、りんご畑の作業を始めた方たち、金屋地区では3回見ております。一人の方は慌てて車のクラクションで追い払い、親熊はやぶに入りましたけれども、子熊は両足立ちできょとんとして、車のほうを見ていたそうであります。愛きょうさえ感じた。人形にもなっているほどですから、そういうかわいらしい子熊だったそうでありますけれども、確実に親熊はやぶの中から様子をうかがっておりました。その方は自宅に買っておいた花火を取りに引き返し、花火で駄目押しをしたとのことであります。しばらく畑には行く気にもならなかった。熊に対して全く免疫のなかった地区であります。

①農作業時の接触を回避するためには、弘前市のりんご園、先ほどから質問の中にもありましたけれども、桑田公憲議員の一般質問の中にもありました。2回熊に襲われております。このように農作業時の接触を回避するためにはどのような対策があるか。市としてどのような対策を取るかお知らせください。

②住宅地への侵入を阻止するためにはということで、例年は山間部での目撃情報が多いのですが、今年は弘前市内や平川市で山間部以外でも目撃情報がありました。今後、住宅地へも出没することが多くあると考えられますが、住宅地への侵入を阻止するために、どのような対策を考えているかお知らせください。

③今後の耕作放棄地・放置林対策であります。農業従事者の高齢化や後継者不足などにより、耕作放棄地や放置林が増加中で野生動物の生息域がますます住宅地に近づいて



おります。そして、熊の生息域も広範囲に拡大しているものと考えます。市ではこれに対し、どのような対策をお考えかお知らせください。

**○議長（福士 稔議員）** 市長。

**○市長（長尾忠行）** 熊出没対策についての御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、先日弘前市のりんご園で農作業中、熊に遭遇し襲われる事故が発生しました。市内においては、このような事故は発生しておりませんが、全国的には、生息地に隣接する農地や住宅地周辺での人身事故が増えています。

農作業時の接触を回避する具体的な対策につきましては、後ほど経済部長より答弁させます。

次に、今後の耕作放棄地・放置林対策についてですが、当市においても農業従事者の高齢化や後継者不足などの問題から、中山間地域など条件の悪い農地において、りんご栽培をやめるケースも増えてきております。また、議員御指摘のとおり、その後管理されなくなった農地も多く見受けられ、このことにより、熊の生息地となり集落に近づくようになります。

これらの対策としては、国の事業中山間地域等直接支払交付金のメニューを活用するなど、農地を地域全体で適正に維持管理することで、熊が出没しにくい環境をつくっていくことが重要であると考えております。

農作業時の接触を回避する対策と住宅地への侵入を阻止する対策についての御質問につきましては、経済部長より答弁させます。

**○議長（福士 稔議員）** 経済部長。

**○経済部長（大湯幸男）** 私からは、初めに農作業時における事故防止対策についてお答えをいたします。

熊による人身事故を防ぐためには、あらかじめ出没情報に注意すること、ラジオなど音の出るものを携帯し自分の存在を知らせること、熊の行動が活発になる早朝や夕方の作業はなるべく避けること、できるだけ単独での作業は避けること、熊の餌となるようなものは除去するなどの対策が有効であると言われております。

しかしながら、熊は個体によって性格や行動が異なり、万全な対策はありませんので、農作業をする際には、農業者各自が十分に注意することが重要だと考えております。

次に、住宅地への侵入の防止についてですが、今年は先ほど桑田公憲議員にもお伝えしましたが、中山間地域など山間部での目撃が多いことに加え、平野部の住宅地付近においての目撃情報もありました。川沿いを移動していたなど、一時的な出没であると思われませんが、このことをきっかけに熊に適した環境であると学習することを防ぐ必要があります。

環境省発行のクマ類出没対応マニュアルによると、熊が出没しにくい空間の緩衝帯の設定や、地域内にある生ごみや放置果実類の除去など、周辺環境の改善などを含めた対策が有効であるとされております。このことから、出没地に近い住宅地においては、地域住民が一体となって、出没しにくい環境づくりに努めることが重要であると考えております。

**○議長（福士 稔議員）** 佐藤 保議員。

**○9番（佐藤 保議員）** 緩衝帯を設けるということは、非常に有効策だと思います。

そういうことで耕作放棄地と放置林対策、これをしっかりやっていかなくちゃいけないのではないかとということで、3番目に挙げさせていただきました。

やはり、杉林が多い。実は先ほどの熊を発見した場所、りんご園地と杉林、しかも放置した杉林です。中へ入れば、中がまるっきり見えないような杉林であります。そこへさっと隠れたということでもありますので、やはり適正な山林の管理は重要かと思えます。先ほど長内秀樹議員もお話ししたとおりであります。これが一番有効ではないかと思えます。枝打ち、それから間伐すればある程度見通しが利きます。熊も人間が来たとき隠れるかもしれません。いきなり出くわして皆転びになるようでもあります。

やはり山の管理、それから放棄地、そこら辺の管理はこれから徹底してやらないと、熊対策としてはやらなくちゃいけないかと思えます。どこへ行っても国道沿いの熊出る危険、あの看板だけは何とか勘弁してほしいと思いつつながら見るわけでもありますけれども、どうせばいいの、そういう感じです。やはりこういうはっきりした対策を取って、熊対策をそこまでいかなくちゃいけないのかと思えますので、これからこういう農作物の被害も間違いなく出てまいります。

かつてちょっと私もお話ししたことがあるんですけども、関西のほうへ行ってイノシシ対策、イノシシは田んぼの中を運動会やるんです。まさにそういう状況で、田んぼの周りは全部電気柵をやっておられました。いずれこちらもそうならないように、何とか先手、先手でやっていただければと思います。

その中でもう一つ、熊の忌避剤というのがありまして先日新聞にも載りました。かつて数年前までは熊の忌避剤というのは、外国から輸入品を使っておりました。随分、高価な物でありましたけれども、この熊にげるこれはいろんな商品ほかにもあるんでしょうけれども、直接名前を言ってあれですけども、弘果のりんごの展示会あります。その場所にまさにこの熊にげるを考案した佐々木嘉幸さんがおられまして、私興味を持っていろいろお話をさせていただきましたけれども、にこっと笑って効くぞと言われました。熊にげるという忌避剤の存在は御存じだったでしょうか。

**○議長（福士 稔議員）** 経済部長。

**○経済部長（大湯幸男）** 大変申し訳ございません。私、熊にげるという忌避剤を把握してございません。勉強不足でありました。申し訳ございません。

**○議長（福士 稔議員）** 佐藤 保議員。

**○9番（佐藤 保議員）** これは、一つの対策ということで捉えていただければよろしいかと思えます。この商品を買ってくれとかそういうのは、次の段階になります。

中泊町の佐々木嘉幸さんが考案しております。会社つくって、これ今かなり各自治体で購入しているそうです。ツリーワークという会社です。中泊町大字中里字亀山。これ私もちょっと試してみようかと思っているわけですけども、こういう考えられる策をもう少し、ただわな仕掛けとか、それよりももう一歩進んだ対策あればやっていただきたい。先ほど、放置林の手当とかも含めまして、熊対策にはもう少し身を入れていただければと思います。以上で終わりたいと思います。

**○議長（福士 稔議員）** 9番、佐藤 保議員の一般質問は終了いたしました。

午後2時05分まで休憩します。

午後 1 時54分 休憩

午後 2 時05分 再開

○議長（福士 稔議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第4席、15番、工藤竹雄議員の一般質問を行います。

工藤竹雄議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

工藤竹雄議員、質問席へ移動願います。

（工藤竹雄議員、質問席へ移動）

○議長（福士 稔議員） 工藤竹雄議員の一般質問を許可します。

○15番（工藤竹雄議員） ただいま、議長から一般質問の許可を得ました第4席、15番議員の工藤竹雄であります。通告のとおり順次質問いたしますので、明瞭簡潔な御答弁を市長に求めるものであります。

1. 平川市新型コロナウイルス対策の状況について、①平川診療所の来院等への対応については、新型コロナウイルス感染症の疑いがある方あるいは不安・不信を抱いた方が平川診療所に来院した理由・時期・人数・結果について、また、それらの方は車や個室で隔離した上で初期対応され、防護服等を着用して問診を実施したのか伺いたい。さらに、感染防止対策に必要な備品等の現況についても伺いたい。

次に、感染疑い患者と一般患者との接触を避け、院内感染の防止を図るため、発熱外来棟の設置や、感染拡大防止対策として、抗原検査キット等の実施を考えているのか御見解を伺いたいと思います。

②特別定額給付金の実績については、申請期限は郵送を受け始めてから3か月以内とされ、当市は8月17日で申請を締め切りました。当市の申請書を郵送した世帯数と該当総人数及び支給率の実績を伺いたい。さらに、未給付世帯数と年代別内訳について、申請しなかった要因は何かを含め御答弁をお願いします。

また、高齢者など申請用紙の理解、添付書類等の諸問題に対し、指導方法や申請率向上を図るため、周知徹底などの対応を実施されたのかお伺いいたします。

○議長（福士 稔議員） 市長、答弁願います。

○市長（長尾忠行） 工藤竹雄議員御質問の新型コロナウイルス感染症対策の状況についてであります。初めに当市の特別定額給付金の実績についてお答えをいたします。

5月1日からオンライン申請を開始し、郵送申請は5月18日から開始しました。4月27日を基準日とする最終的な給付対象は、1万2,069世帯、3万876人となり、郵送により申請書を送付しています。8月17日の申請期限を迎え、給付世帯数は1万2,032世帯、給付率99.7%となっています。

平川診療所の来院等への対応についての御質問と特別定額給付金の未給付世帯数などの詳細につきましては、平川診療所事務長及び健康福祉部長より答弁させます。

○議長（福士 稔議員） 平川診療所事務長。

○平川診療所事務長（今井匡己） 私からは、平川診療所来院等への対応についてお答えいたします。

新型コロナウイルスに感染の疑いがあり当診療所に来院された方は2名で、うち1名につきましては、5月中旬、発熱のため自家用車で来院されました。玄関インターホン

で問診をしたところ、持病があることから、かかりつけ医への相談を勧めました。

もう1名は、6月中旬、せきの症状があり自家用車で来院されました。受付後、発熱の症状はないものの予防室に隔離し、サージカルマスク、ガウン、キャップ、フェースシールドを着用するなど感染防止対策を講じた上で診察を行い、胸部CTとレントゲン撮影をしたところ、肺炎の症状が確認されたため、問診では県外移動歴はないとの回答ではありましたが、医師の判断により帰国者・接触者相談センターへ連絡し、同センターの指示により指定医療機関でPCR検査を受け、結果は陰性となりました。

また、感染防止対策のための備品等の状況ですが、サージカルマスクが約2,400枚、全身防護服12枚、ガウン39枚、キャップ80枚、フェースシールド37枚等となっております。

次に、発熱外来棟の設置や抗原検査等の実施については、その医療機関の規模が大きく影響することから、平川診療所の規模や葛川診療所を兼務している現状の診療体制と一般の患者診療への影響を考慮した場合、困難であると考えております。

**○議長（福士 稔議員）** 健康福祉部長。

**○健康福祉部長（三上裕樹）** 私からは、特別定額給付金の未給付世帯数と年代別内訳、申請しなかった要因、そして指導方法や申請率向上を図るための対応についてお答えいたします。

まず、未給付世帯は37世帯で、世帯主の年代別の内訳は、20代が2世帯、30代3世帯、40代3世帯、50代5世帯、60代8世帯、70代7世帯、80代4世帯、90代5世帯となっております。

未給付の理由につきましては、辞退が2世帯、申請前に死亡した単身世帯が16世帯、未申請が19世帯です。この未申請19世帯の内容としては、申請書の返戻が2世帯、手続が面倒が1世帯、申請意思がないが3世帯、職権消除等が2世帯、理由不明が11世帯となっております。

次に、高齢者等への申請書類の理解や添付書類等の問題についてですが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から郵送申請及びオンライン申請を基本としましたが、感染予防対策を徹底し、特別定額給付金の専用の受付窓口を開設して、電話やメール等の問合せに対応いたしました。

申請の受付窓口は、本庁舎、尾上・碓ヶ関総合支所、葛川支所の4か所に開設し、申請書の説明や記入の仕方、必要な添付書類等の申請支援を行いました。

申請率向上を図るための周知についてですが、特別定額給付金事務開始前からテレビや新聞、インターネット等により連日報道があり、関心は高まっており、十分周知はされておりましたが、当市においても、ホームページへの掲載及び5月1日から計5回にわたり新型コロナウイルス感染症に関する平川市からのお知らせに特別定額給付金の情報を掲載し、毎戸配布しております。また、ポスターの掲示、リーフレットを庁舎や各支所に設置いたしました。

5月の議案説明会の際には、郵便等を日頃から見ないような世帯もいるという御意見もあったことから、民生委員・児童委員の皆様に対して、高齢者等日頃から見守りや支援をしている世帯に声かけなどの協力を依頼しております。

また、施設等に住所がある方について、自力での申請が難しい方もいらっしゃるため、施設長に代理人委嘱状を交付し、代理申請の協力をお願いした施設もあります。

7月15日には、未申請の方に対して勸奨通知を郵送し、申請期限が迫る8月6日からは、個別に電話連絡を行い、書類不備で保留状態となっていた方に対しては随時連絡を行いました。書類不備による保留状態で申請期限の到来はなく、申請された方は、全て決定・給付しており、本市としては、申請を希望する方に給付できるように、申請書作成支援や給付金制度の周知徹底に努めてまいりました。

**○議長（福士 稔議員）** 工藤竹雄議員。

**○15番（工藤竹雄議員）** 私、この件については、令和2年4月7日議員説明会の資料に基づいて、新型コロナウイルス感染症について質問しております。ですから、4月7日の早い時期ですから、その点を御理解していただきたいと思います。この中で、抗原キット等の実施はしない。そういう答弁だったかと思っております。

まず、この診療施設の新型コロナウイルス感染症の対応状況については、さっきも言いましたが、それを基にまた質問するんです。

平川診療所、当市の診療所みんな関係すると思うんですけども、設置の理念は何であるのか。市の保健事業並びに公衆衛生の向上及び増進に寄与することから市民の健康や暮らしを守るために、私は地方創生臨時交付金をいち早く活用して、市民の不安解消に努め、発熱外来棟、連絡通路等を設けるなど接触を避ける、院内感染の防止対策を取らなかったのか。現に今でも取っていないはずであります。これから冬場に向けたインフルエンザの病原体も含む同時流行に備えた対応策も必要ではないだろうか。報道等によっても、この冬、両方の病名を議論されております。現に、今ここに医療現場の体制強化を講ずる必要があると思っておりますが御見解願います。

**○議長（福士 稔議員）** 平川診療所事務長。

**○平川診療所事務長（今井匡己）** 今、この時期にできる限りの対策として発熱外来棟や抗原検査を実施してはいかがかという再度の御質問でございましたが、まず、当診療所の医療体制は先ほども発言したとおりになるんですが、常勤医師が1名、会計年度職員が1名、看護師が5名、診療放射線技師1名の体制で平川診療所と葛川診療所を兼務している状況にあります。

そこで、独立した発熱外来棟や抗原検査施設が必要となります。この施設を設けた場合なんですが、医療従事者の分散が余儀なくされることにより、一般の診療体制へ影響が避けられない状況に陥るということから、断念しているところがあります。また、新型コロナウイルス感染症につきましては、指定感染症となっております。そこでその2類相当というものに関しましては、行政検査が必要となり、県との委託検査を結ぶことによって検体を取り扱うことができるとされております。そこで抗原検査については検体の採取や、検査については臨床検査技師も必要とされており、臨床検査技師が不在の状況を考慮した場合、抗体検査の実施が難しいことが考えられることも理由の一つとなっております。

**○議長（福士 稔議員）** 市長。

**○市長（長尾忠行）** 工藤竹雄議員御質問の診療所の基本理念についてお答えをいたします。

平川診療所の基本理念の1つ目としましては、国民健康保険、その他社会保険の趣旨に基づき、模範的な診療を行うことでありまして、患者の健康を第一に考え、設置され

ている医療機器を高い精度で維持し、正確で良質な診療を行うことであります。

2つ目としましては、市の保健事業並びに公衆衛生の向上及び増進に寄与することでありまして、市の保健事業等への参画や健診事業に力を注ぎ、疾病予防等早期発見に努め、地域住民の健康増進に貢献すること、この2点であります。

**○議長（福士 稔議員）** 工藤竹雄議員。

**○15番（工藤竹雄議員）** ですから、これからいろんな問題が発生する。例えば施設、外来棟できないのであれば一般患者との出入口を考える。今現在、院内で診察すれば予防室を使って診察をしている。ただ、そこまで行くまでに通路を通らなければならない。廊下、一般患者のいるところ。廊下も2メートルもない、もっと狭いところを歩いていく。そういうことを全部勘案して、私はこれからの医療現場の体制強化を先ほども申し上げました。

市長もこの診療所の理念について説明されておりますけれども、市民のための、地域のための診療所なんです。ですから、これを考えてほしいというのが、私、先ほどから言っておることです。理解していただいたと私は思って、これ以上は質問はいたしませんので、十分理解していただきたいと思っております。

次の質問に入ります。2. 津軽広域水道企業団の受水費の引き上げについてお伺いします。

津軽広域水道企業団が来年4月から、1立方メートル当たりの基本料金を現行比15.8%増の52.97円、使用料金を現行比2.4%増20.37円に、それぞれ引き上げる方針だと新聞報道であります。

そこで、企業団の水道料金の仕組み、設定はどのようになっているのか。また、来年4月からの基本水量の見直しにより、約29.0%減の7,678立方メートルとなるが、企業団で料金を引き上げることによって、受水費の見直しがあり得ることから、水道料金も引き上げるのか。基本水量の見直しによって、水道料金、要するに受益者負担を下げるのか。当市の水道事業に係る大きな問題点と思うが、御見解をお伺いします。

**○議長（福士 稔議員）** 市長。

**○市長（長尾忠行）** 工藤竹雄議員御質問2点目の津軽広域水道企業団の受水費引き上げに係る問題点についてお答えいたします。

津軽広域水道企業団の水道料金の仕組みについてですが、事業運営に必要な費用であります総括原価を料金収入で賄うという原則の下に設定されております。

総括原価は、固定費と変動費に分けられ、固定費は、人件費や修繕費など水道事業の経営に必要な経費で、変動費は、薬品費や動力費など水道サービスを提供することで発生する経費となります。これを踏まえ、企業団の水道料金は、基本料金と使用料金からなっていますが、固定費は基本料金、変動費は使用料金を基本に算出されているところです。

次に、受水費単価の引き上げと基本水量の見直しによる影響についてですが、受水費単価いわゆる企業団の水道料金については、今回の引き上げが、そのまま当市の水道料金の引き上げにつながることはありません。受水費単価が引き上げられる来年4月からは、企業団に申し込む基本水量を従前までの実績と今後の想定から、約29%減らしたところでありまして、単価が引き上げられても、支払う受水費が年間で3,000万円ほど

減額になるものと見込んでおります。

当市の水道事業では、今年度から水道管の耐震化工事を行っておりますが、水道料金の改定は行わず、受水費の減額を見込んだ上で、計画どおり事業の実施が可能であると思われま。このことから、単価の引き上げ等の影響はないものと考えております。

現在、今回の引き上げ単価を踏まえた事業計画を作成しているところでありますので、上下水道事業経営審議会の意見を聞きながら、適切な水道事業の推進が図られる計画とするよう努めてまいります。

○議長（福士 稔議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） この企業団の水道受水費については、3月に予算特別委員会で質問しております。一般質問ではなくて、科目によって質問しているところであります。

今、企業団の料金を引き上げても、当市の受水費は変動ない、これ市長が変動ないと言っても、私、見たところ意味が違います。受水費が上がったものは、当市でも受けざる得ません。ただ変わるのは、令和2年度まで基本水量が1万811.25立方メートルあったのが、これが令和3年度から基本水量が7,678立方メートルに変わるんです。ということは、今現在、実際に使っている水量は6,405立方メートルなんです。ですからいっばいっばいだと駄目だから、7,678立方メートルに上げて抑えている。私、3月に聞いたときには、受水費は料金掛ける水量になって、そのとき大体5,000万円ぐらいという答弁をいただいています。今、3,000万円ぐらい。じゃあ2,000万円の差は何でしょう。企業団から購入する金額が上がるからなんです。さっきも私言いましたけども、企業団で15.8%も上がってくるんです。そのほかに2.4%。当然使用料も上がってきます。上がってきても現在の使用料が下げるから価格には影響しない。そういうことなんです。ですから5,000万円の3月であったものが、令和2年度の計算で、今3,000万円。じゃあ2,000万円どこにいったんですかとなったときに、基本水量が下がるからなんです。その点もう一度お願いします。

○議長（福士 稔議員） 建設部長。

○建設部長（原田 茂） ただいまの御質問のとおり、3月の予算特別委員会のときには、確かに5,000万円ほどというお話はさせていただきました。ただ、このときにこちらでも、これの単価の改正部分あるいは改定の率でありますとか、そこがまだ不確定な部分がありまして、こちらの試算の中で5,000万円ということを出しておりましたので、これが正式に協定の協議をしている段階で、確定に近いものになりましたので、今回3,000万円という額になりました。

○議長（福士 稔議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） ちょっとついでに私が言った水量が減ったから下がる。受水費が下がったんでないですよ。令和2年度よりも令和3年度は、今よりも上がってくるんですよ。

○議長（福士 稔議員） 建設部長。

○建設部長（原田 茂） 単価については、おっしゃるとおり上がります。基本水量については下がりますので、全体として支払う受水費としては3,000万円ほど安くなるという答弁をさせていただいておりますけども、まずは企業団側でも、各市町村に基本水量

を今後幾らにするかという意向調査が実はこの前段でありましたので、その中で将来見込みとして今示している単価に改正になるということが来ております。おっしゃるとおり単価だけを見れば、工藤竹雄議員がおっしゃるとおり上がっております。市長が答弁したのは相対の支払う額、これが3,000万円ほど下がっているということでございます。

**○議長（福士 稔議員）** 工藤竹雄議員。

**○15番（工藤竹雄議員）** 私もこの基本水量というのは、ずっと何年も何十年も前から聞いていたわけです。いずれにせよ、受水費が上がっても、供水量が下がるから、今言ったように3,000万円も受水費が安くなる。一般の市民の方々、これだけ安くなるなら、なんとか水道料金安くしていただけるものかと考えるのが普通です。ですからその分を還元するのか。あるいは、この件については各自治体に、企業団でお任せするってことですから下げるのか。逆に上がるところも、値上げもあるかもしれません。自治体が違うから。当市は今まで、1万立方メートル台のもので払ってきておりますので、逆にその薄ら30%も少なくなるということは、それだけ多く払って戻してもらえるみたいな感じになるわけです。そういったことで、これからの市の事業、市民の人たちが幾らかでも安くしていただきたい。何とかしていただけないのかという声もないわけではないと思うんだ。今後の当市の水道事業というのが、どういう問題がこれから起きてくるのか。その点お願いします。

**○議長（福士 稔議員）** 建設部長。

**○建設部長（原田 茂）** 確かに、3,000万円ほどの安くなる部分を市民の使用料に還元できないかということは、当然のことながら議論になるところでございます。また、水道事業は公営企業会計でありますので、今見込まれておるのが、今年度から始まっておりますけども、耐震化工事。これから管の総延長201.5キロメートル。このうちの今目標としているのが、34.65キロメートルを耐震化していく必要があるだろうということで、計画を作成している最中でございます。これについては、年間約2億円程度の予算をかけていくべきではないかという考えは持っておりますが、今後、上下水道経営審議会等にも諮っていかねばいけませんので、この点については、まだまだ議論をすることではあるんですけども、いわゆる一般会計からも、収支であるとか繰入金であるとか、これもあまり影響があつてはいけないということも考えますので、できるだけ純利益の中で、できるものはやっという計画を今作成しているところでありますので、今後耐震化工事、これが一つ計画していかなければいけない中で、今3,000万円ほどの減額になる。これをそちらに充てていきたいとの考えを持っております。

**○議長（福士 稔議員）** 工藤竹雄議員。

**○15番（工藤竹雄議員）** そうした事情もあつて、これからも希望どおりにはいかないだろうとは思いますが、そうした水道事業の問題点がある。いずれにせよ、企業団の議会あるいは平川市の上下水道経営審議会、当然これに諮ると思うんです。こういう会議において、どのような結論が出るか分かりませんが、会議等において出た結論は尊重するというには間違えないですね。これ最後1点。

**○議長（福士 稔議員）** 建設部長。

**○建設部長（原田 茂）** おっしゃるとおりでございます。上下水道経営審議会の意見は、当然のことながら反映されるべきであると考えます。



○議長（福士 稔議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） 次は、3. 行政ICT化推進事業（除雪状況管理システム）について伺います。

新型コロナウイルス感染症関連補正予算にて、新しい生活様式に対応した行政ICT化を推進するため、その一環として除雪業務の効率化を期待できる除雪状況管理システムを導入するということですが、導入した場合のメリット及びデメリットについて御答弁願います。

○議長（福士 稔議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 行政ICT化推進事業、いわゆる除雪状況管理システムについてのメリット及びデメリットについてお答えをいたします。

このシステムは、委託している全工区の除雪機械にGPS端末を設置し、稼働状況をリアルタイムでクラウド上のサーバーへ送信、除雪状況を記録・管理するというものでございます。新型コロナウイルス感染症の予防対策、また感染者が発生した場合の対応からも深く関連することから、コロナ関連の補正予算として計上したものであります。

このシステムのメリット、デメリットについては建設部長から答弁させます。

○議長（福士 稔議員） 建設部長。

○建設部長（原田 茂） 私から除雪状況管理システムのメリット、デメリットについてお答えいたします。

まず、メリットについてですが、委託業者に義務づけられている除雪日報の作成・提出が容易になること、市の担当者が行うその検収及び集計作業が軽減されること、契約路線と実作業が適合しているかの検証が容易であることなどです。これらの事務作業の軽減により、パトロール等に多くの時間を充てられるため、結果的に市民サービスの向上が図られるものと認識しております。

また、これらの作業をシステム上で行うことから、受託業者との接触機会を減らすことができるほか、万が一、除雪オペレーターに感染者が発生した場合でも、交代要員に間違いなく引き継がれることから、除雪業務を継続できると考えております。

次に、デメリットについてです。システム運用上、降雪状況にかかわらず固定経費が発生することです。システムの使用料や通信料、保守料等で、年間約220万円の費用が見込まれること、また、GPS端末も耐用年数が5年程度でありますので、更新を見込んでいかなければならないことなどです。

○議長（福士 稔議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） これをやることによって、当然、メリットもあればデメリットもあるんだと。私一番心配しているのは、いいことではあるけれども、その前に除雪体制というものをもう一度、業者と除雪路線、工区です。これを事前に立ち会って実施していただきたい。路線、いわゆる受ける業者は狭い道路を管理することもあるだろうし、長さ、距離もあるだろうし、いろんな条件で異なる意味もあります。雪の置場もない。捨場もない。苦勞されている方が、何度も何度も行き来して除雪などをやっている。苦慮しているところも実際あります。そして、これ何といても時間内に終わらなければならない。大体6時といえれば完了となると思うんですけども。今までも10センチメートル以上で出勤なんですけども、出ないところ、出勤する人、出勤しない人、回数の誤

差が今までも発生しております。山手でなくて平場のところで発生します。なぜそういう差がつくのだろう。距離が短く楽なところは、遅く出動してちゃんと作業が終わる。遅くすると時間内に作業が終えない。そういう業者もいるんです。ですから、このシステムを考えたときには、いいことだけでも、その点、いま一度現状というものを把握してほしいと私は願っているんだけど、その点についてはどうですか。出動開始がみんな一緒で、そして、安心安全な生活、道路を確保していただかなければならない。私はそういうことを思って、あえて要望を出すんです。どうですか。区間をちゃんとお互いに確認し合うことが大事だと思うんですけども、その点について。

**○議長（福士 稔議員）** 建設部長。

**○建設部長（原田 茂）** 降雪期前には、市及び受託者、除雪路線の確認については、受託者へ契約路線の各工区ごとに路線網図を引渡しして、行っております。その後、各業者へ全ての路線について降雪前に確認するようという指示を出しましてそこで、順路であるとか、障がい物、寄せ雪の場所、これらについて把握して、それらを報告してください。問題ある場所については、建設課でも一緒に現地に行って対策を考えることにしてございました。今のお話については、各路線全て一緒に立会いの下打合せ、確認するようということではございましたけども、除雪路線も300キロメートル以上あって、職員がそれに全て立ち会うということはなかなか厳しいので、今お話ししたような問題のある場所をピックアップして立ち会うようにしてございました。これについては、もう少し対処できる余地があるのか今後検討させていただきます。

あと、一斉出動についてでございます。これについては今やっております。業者にそれも含めて委託している状態ですけども、業者間では横のつながりで、今晚どうするかというような打合せをやりながらやっているグループもあるようでございます。ただ幾ら平野部であっても、雪の降雪の状況でありますとか、あるいは吹きだまりであるとか、それらについてやはり状況が違うということで、各工区のオペレーターは近い場所にいらっしゃいますので、そちらのオペレーターなり、会社の代表者なりの判断にお任せしていることが実情でございます。

あと市では、一斉出動の出動命令をかけるとすれば、いわゆる職員が、出勤してどうこうというお話になるでしょうけども、これもまた、降雪特別警報であるとか、大雪警報でありますとかのときは、やはり職員がパトロールに出動する体制を取ってやってございます。それ以外の日常については、職員も日中は通常勤務をしている状況でありますので、なかなかそういう一斉命令に踏み込んでいけないで、除雪業者の判断にお任せすることにしておりました。ただやはり、出動にばらつきがあるということは、今までも大分指導してまいりました。要は一方で出て、一方で出ないときは、どうしてそういうことになったか、どういうことで判断されたかという問合せ、聞き取りは随分行って指導してきたところではあるんですけども、やはりそこにばらつきがあるということで、そこは今後また指導していきたいと思っております。

**○議長（福士 稔議員）** 工藤竹雄議員。

**○15番（工藤竹雄議員）** 私たちも福島県の豪雪地帯といえればいいのか、一応視察に行った。それと比較すると、話にならないほどICT推進化だとは思っております。それはまた降雪量も違うので、そこまでは求めないですけども、とにかく市民の方々が、安

心安全な道路確保を一番望んでいるんです。横の連絡だけで、1者出て、出動してやるよりも2者のほうがいいとお互いに話し合っ出て出る人もいますけども、そういう意味から、みんなよりよい道路にするには、一斉が一番いい。そう思っております。以上で終わります。

**○議長（福士 稔議員）** 15番、工藤竹雄議員の一般質問は終了しました。

午後3時05分まで休憩といたします。

午後2時51分 休憩

午後3時05分 再開

**○議長（福士 稔議員）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

第5席、6番、工藤秀一議員の一般質問を行います。

工藤秀一議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

工藤秀一議員、質問席へ移動願います。

（工藤秀一議員、質問席へ移動）

**○議長（福士 稔議員）** 工藤秀一議員の一般質問を許可します。

**○6番（工藤秀一議員）** 第5席、議席番号6番、誠心会、工藤秀一です。議長の許可を得ましたので、一問一答方式で順次質問をさせていただきます。

1. 碓ヶ関地域福祉センターについて。碓ヶ関地域福祉センターは、平成6年4月に開設され、在宅の老人、身体障がい者及び母子児童の福祉増進と意識の高揚を図るためのデイサービス事業。老人、青年、児童等の世代間の交流。ボランティア活動等の事業を推進し、助け合い、支え合う、福祉の村づくりの拠点の場を目的として建設され、多くの市民に愛され、利用されております。

令和2年第1回定例会において、市長の提案理由の説明で「施設等の老朽化対策として碓ヶ関地域福祉センターや道の駅いかりがせきなどが使用開始から長期間経過したことにより、建物の日常的な修繕や設備の故障等が年々増加していることから、大規模改修に向けた基本調査や実施設計を進めてまいります。」と説明されております。そこでお伺いさせていただきます。

①大規模改修について、現在の基本調査、進捗状況と実施設計及び大規模改修の予定をお伺いいたします。

②多目的利用室、研修室の修繕と整備について、多目的利用室を利用されている方から、洋服にござのくずがつくとの話を伺い、8月に2度視察してまいりました。介護事業の一環として、週3回利用している一般の市民からお話を伺いますと、昼食後に横になると毎回洋服にござのくずがつくとのこと。入り口付近のござをガムテープで覆っており、劣化が激しく早急に修繕が必要と思われ、平川市社会福祉協議会に問い合わせましたが「平川市に要望はしておりますが、すぐに修繕ができない。」とのことであり、利用者が、快適に施設を利用できるよう早急に修繕が必要と思われ、御見解をお伺いいたします。

また、多目的利用室は、1か月に2回、てんとうむし体操教室が行われ、老人クラブの交流会にも利用されております。一日中、日が当たるため、夏場には室内の温度が高

温になり、熱中症が心配されます。青森地方气象台によると、令和2年8月27日県内各地で最高気温が30度以上の真夏日となり、五所川原市で34.5度、県内25の観測地点のうち7地点で8月の最高を記録しております。真夏日は五所川原市で5日連続、弘前市と平川市碓ヶ関で4日連続となっております。また、9月3日にはさらに記録を上回り、弘前市で36.7度、5観測地点で9月の観測史上最高を更新しております。

施設の利用者はほとんどが高齢者であります。厚生労働省によりますと、高齢者の方は温度に対する感覚が弱いことに加え、体液減少により体温調整がしにくいことなど、室内でも熱中症にかかりやすくなると言われております。中でも、高齢者の熱中症死亡率は80%を超え、群を抜いております。このことから、大規模改修に合わせて、熱中症対策として、エアコンの整備が必要と思われませんが、御見解をお伺いいたします。

次に、研修室ですが、設置されているスクリーンは、天井から自動で降りるようになっております。モーターの故障により10年以上使用できない状況であり、スクリーンが必要なときには、その都度、ほかから借りてきて使用している状況であります。合わせて大規模改修の際に修繕が必要と思われます。御見解をお伺いいたします。

③駐車場の池について。駐車場の池は、水漏れや、水を循環するモーターの故障により、現在は池として使用されていない現状であります。駐車場は診療所の利用者もあるため、駐車スペースがなく、池の周りに駐車する方もあり、見通しが悪くなり事故につながる危険性もあります。特に冬期間は、除雪した雪の影響で狭くなり、利用者からは「使用されていない池を撤去してほしい。」との声が多数聞かれます。

池は、シンボルだという人もおりますが、指定避難所でもあり、事故防止のため使用されていない池を撤去し、駐車スペースを確保するべきと考えますが、御見解をお伺いいたします。

**○議長（福士 稔議員）** 市長、答弁願います。

**○市長（長尾忠行）** 工藤秀一議員御質問の碓ヶ関福祉センターの御質問にお答えいたします。

大規模改修に向けた基本調査の進捗状況については、今年5月の入札により業者を決定し、現在調査を進めており、完了予定は10月末となっております。

実施設計及び改修工事については、長期総合プランの実施計画において、令和3年度に実施設計、令和4年度に改修工事を実施する予定としておりますが、その時期や整備手法等については、基本調査の結果に基づき検討してまいりたいと考えています。

多目的利用室、研修室の修繕及び駐車場の池についての御質問については、健康福祉部長より答弁させます。

**○議長（福士 稔議員）** 健康福祉部長。

**○健康福祉部長（三上裕樹）** 私から碓ヶ関地域福祉センター内の修繕や備品等の整備についてお答えいたします。

例年、建築物定期報告点検や消防用設備等点検、防火対象物点検などにおける指摘事項については、修繕等により対応し、そのほか指定管理者である平川市社会福祉協議会からの修繕要望等についても、随時対応しております。多目的利用室の畳の上敷き、いわゆるござでございますけども、指定管理者から更新の要望もありましたが、大規模改修工事を計画しているため、更新を見送ってきたところです。

しかしながら、議員御指摘のとおり、畳の上敷きは劣化が進んでいる状態でありますので、早急に更新等の対応をしたいと考えております。

そのほか、多目的利用室のエアコンの整備と研修室のスクリーンの修繕については、大規模改修工事に併せて検討し、利用者の環境改善を図りたいと考えております。

次に、駐車場の池についてお答えいたします。この池は正面玄関前に整備され、利用者の心に安らぎを与える存在となっています。昨年4月、池の水を循環するポンプが故障し、そのまま池に水を入れた状態では、水が濁り異臭が発生するおそれがあったため、指定管理者と協議し、水を抜き、泥上げを行い、その後は水を入れない状態のままとしていたものです。

本施設の駐車場は、冬期間になりますとさらに狭くなり、御不便をおかけしているところであります。また、指定避難所でもございますので、議員御指摘のとおり、池を撤去し、駐車場として確保することが有効ではないかと考えておりますが、長年皆様に愛されてきたものでありますので、指定管理者や利用者からの意見を伺いながら、今後検討してまいりたいと考えております。

**○議長（福士 稔議員）** 工藤秀一議員。

**○6番（工藤秀一議員）** 駐車場の池ですけれども、池はシンボルとお伺いしました。すると、三ツ森地区から厳選した松、紅葉、石を運んで建設をされた。より親しまれるようにという思いが、やっぱりあるそうです。それで池を撤去するのであれば、この思いの詰まった松、紅葉、石、そういう思いのある石をもしできれば端のほうにでも移設をしていただければ、というようなことも言われておりますので、御検討していただければと思います。

2. 碓ヶ関地域の市道の維持管理について。

①市道碓ヶ関古懸線の草刈りについて。市道碓ヶ関古懸線は、高速道路の側道で古懸地区から碓ヶ関公民館、碓ヶ関総合支所に行く市道であります。たけのこマラソンのコースでもあり、中学生の部活動でのランニング、ウォーキングを楽しむ市民が多く見られます。例年であれば、6月に開催されるたけのこマラソン実行委員会等が草刈りを実施しており、今の時期でも路肩に生える雑草が通行に影響を及ぼすことはありませんでしたが、今年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、たけのこマラソンが中止になったため、雑草が道幅の半分ぐらいになるほど生い茂っており、車が真ん中を通行している現状であります。また、高速道路からは草、木がはみ出し、見通しが悪く、道路利用者の事故等の危険性も考えられます。市として草刈りを実施すべきと思われませんが、御見解をお伺いいたします。

②古懸荷明地区（通称）のガードレール設置と道路整備について。8月、古懸荷明地区の市道から約50メートル下に車両が転落し、運転手の女性が死亡する痛ましい事故が発生しております。転落現場の市道は、約15メートルほどガードレールがなく、道路下は急傾斜地となっております。ガードレールがあれば、けがで済んだかもしれない事故であります。また、この地区は急勾配の市道で、路肩の崩落や、ガードレールが下がっているなど、危険な場所が数か所あります。今後二度と、このような死亡事故を起こさないため、早急にガードレールの設置と道路整備が必要と思われませんが、いかがか御見解をお伺いいたします。

○議長（福士 稔議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 私からは、古懸荷明地区のガードレール設置と道路整備についてお答えいたします。

議員御指摘の当路線は、昭和59年度に農林事業で整備し、平成20年12月25日に市道認定し、現在、市道碓ヶ関古懸山元無沢三ツ森線として管理しているものであります。

まず、事故が発生したガードレール未設置区間については、整備時点において前後の幅員に比べ、この区間の路肩が広がったことや、周辺の木々の状況からガードレールを設置しなかったものと推測されます。

しかしながら、現在の状況を踏まえ、早急に対応すべきと考え、8月下旬にガードレールを設置しております。

また、その他の修繕必要箇所につきましては、今後、年次計画により施工し、利用者の安全に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

市道碓ヶ関古懸線についての御質問については、建設部長より答弁させます。

○議長（福士 稔議員） 建設部長。

○建設部長（原田 茂） 私から市道碓ヶ関古懸線の草刈りについてお答えいたします。

建設課で現場を確認したところ、議員御指摘のとおり、路肩部に雑草が生い茂り、車道側へ迫っていたため、通行に支障を来していると判断し、市職員により8月下旬草刈りを実施しております。

市道碓ヶ関古懸線の草刈りは、例年であれば議員御指摘のとおり、たけのこマラソンが開催される6月上旬に、たけのこマラソン実行委員会等により実施し、状況によっては9月にも建設課が実施しているところですが、今年度はたけのこマラソンが新型コロナウイルス感染症の影響で中止になったため、草刈りが実施されず現在に至っております。

今後は、たけのこマラソン実行委員会等の作業の有無にかかわらず、市道巡回の中で判断し対応してまいります。

○議長（福士 稔議員） 工藤秀一議員。

○6番（工藤秀一議員） 市道碓ヶ関古懸線ですけれども、8月中に非常に素早い対応で草刈りを実施されておりました。一般質問を取り下げようと思いましたが、来年以降ということもございます。中学生の部活動で、ランニングコースとして使っていますので、ぜひ来年以降もまた、たけのこマラソンのあるなしにかかわらず、管理していただければというふうに思います。

それでは、次の質問をさせていただきます。

3. 平川市橋梁長寿命化修繕計画について。不動川の橋梁について。碓ヶ関古懸不動沢地区に、市道から不動川を横断して個人所有の田、畑に架かる通路橋が2橋梁あるのですが、老朽化が進み修繕が必要な状況であります。

しかし、昨年度策定された平川市橋梁長寿命化修繕計画には記載がありません。そこで質問ですが、この橋梁の所管及び橋梁長寿命化計画に載っていない理由について、お伺いいたします。

○議長（福士 稔議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 工藤秀一議員御質問の橋梁長寿命化修繕計画についての御質問に

お答えをいたします。

当市では、平成25年1月に、橋長15メートル以上の57橋を対象に橋梁長寿命化修繕計画を策定し、平成26年度から令和5年度までの10か年計画で修繕を進めております。また、令和2年3月には、15メートル未満の橋梁のうち、特に劣化の著しいものを加えた143橋を対象とし、令和2年度から令和11年度までの10か年で修繕を行う計画としております。

通路橋についての御質問は、建設部長より答弁させます。

**○議長（福士 稔議員）** 建設部長。

**○建設部長（原田 茂）** 議員御指摘の橋梁については、個人所有地に行くための通路橋であり、市が管理する橋梁ではございませんので、橋梁長寿命化修繕計画の対象とはなっておりません。

この通路橋は、県が実施した河川改修時に、既設であった通路橋の代替として、架設していただいたものであると推測されます。

改修時は、現物補償的に工事がなされ、現在は、県の河川工作物となっておりますので、利用者が管理することとなります。

**○議長（福士 稔議員）** 工藤秀一議員。

**○6番（工藤秀一議員）** 利用者が管理するということがございますけども、この2つの橋梁は、桁橋という橋の種類でありまして、コンクリート橋であります。橋の建設された経緯を知る方に私も聞いてみました。80代の女性の方です。50年ほど前、碓ヶ関村のときに、2つの橋梁から農道の整備計画があった。下流の橋から萩の平方面、上流の橋から四戸橋方面に計画がなされたということです。国の補助事業だったということでございました。しかし、大雨で災害に見舞われて、大規模な護岸の整備が必要となった。そこで、県の職員と村の職員、村民数人で国に陳情に行きまして、この護岸の整備が行われたと聞きました。そのときにこの計画があったために、その橋が2つ建てられた。ところが、橋ができた後、その計画が中止になりました。地権者の反対があったということがございます。そういうことを考えれば、碓ヶ関村の管理となるのではないかと思います。ということは、平川市の管理と思われれます。また、平川市の管理橋梁として整備していく考えはないのかお伺いいたします。

**○議長（福士 稔議員）** 建設部長。

**○建設部長（原田 茂）** ただいまの議員御指摘のお話でありますけども、当時の碓ヶ関村時代の書類関係についてもこちらで調査しましたがけれども、今のような残っているものはございませんでした。現在の状況でありますと、先ほど答弁でも申しましたけれども、御質問の橋梁については市道でないという。個々で、市が管理整備することは困難であるという結論にならざるを得ません。

**○議長（福士 稔議員）** 工藤秀一議員。

**○6番（工藤秀一議員）** 耕作者の利用される方が修理する必要があるとのことですが、これ県で建てたのであれば、県にお願いすることできないか。

**○議長（福士 稔議員）** 建設部長。

**○建設部長（原田 茂）** 実はこの施設について、県の河川台帳に載ってるか、あるいは河川占有物件として載ってるかということで、問合せしたことがございます。ただ、

この橋についてはその記載がないということで、正式に県に問合せかけるとすれば、恐らく私の想定でありますけども、占有を受けていない占用物件という扱いになるかと思っておりますので、逆に県から指導を受けることになるかと思っております。

**○議長（福士 稔議員）** 工藤秀一議員。

**○6番（工藤秀一議員）** 県でもない、市でもない、利用者がということでございます。これは実際利用者が建てたものではないんです。桁橋といいまして、H鋼で端から端に渡っています。それでコンクリート橋です。個人で利用者たちが建設できるようなものではございません。ということは、碓ヶ関村か県かどちらかの管理ではないのかと思うんです。

いずれにしても、耕作者が利用できなくなるということは非常に困ることになります。私ももう少し調べてみますけども、農業者が困ることになりますので、市でももう少し詳しく調べていただいて、どうしたらよいか。その辺を後でも、お知らせいただければと思います。また一般質問するかも分かりませんが、よろしく願いいたします。今日はこれで終わります。

**○議長（福士 稔議員）** 6番、工藤秀一議員の一般質問は終了しました。

引き続き、第6席、4番、石田隆芳議員の一般質問を行います。

石田隆芳議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

石田隆芳議員、質問席へ移動願います。

（石田隆芳議員、質問席へ移動）

**○議長（福士 稔議員）** 石田隆芳議員の一般質問を許可します。

**○4番（石田隆芳議員）** 議長より許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。第6席、4番、新生会、猿賀の石田隆芳でございます。今日最後ですので、何とぞよろしくお願い致します。

まず、新型コロナウイルス感染症拡大がまだまだ収まる心配がないものの、幸いにも弘前保健所管内での感染者はありませんが、平川市民の皆様が毎年楽しみにしていた各祭りやイベントが、軒並み中止になったことは、誠に残念であり、一日も早い終息を願うばかりであります。

そしてまた、9月6日から九州西岸で起きた台風10号により、2人が死亡、安否不明者が4人、重軽傷者が110人ということで、お亡くなりになった方々には、心から御冥福をお祈りいたします。我が平川市でも、いつ何どきあるか分からない災害に対して、十分に備えておく必要があると思っております。

本題に入りますが、1. 県道尾上日沼線の歩道の整備等についてであります。

①盛美園から原の踏切までの歩道整備について、県道尾上日沼線は尾上地区を東西に走る重要な路線であります。沿線には猿賀小学校や、盛美園や猿賀神社・猿賀公園等の観光地があるため、歩行者も多い路線となっております。当該道路は、朝夕の時間帯には、尾上地域から弘前市方面へ通勤する車両が多い地域の路線です。

しかしながら、盛美園から尾上方面にかけては、道路の両側に歩道がなく、通学する児童や生徒、また観光客は道路端や車道へはみ出して歩き、非常に危険度の高い道路であります。

そのため、猿賀町会では平成27年度に歩道の整備についての要望書を提出しましたが、



進展がなかったことから改めて地権者及び地域住民から、歩道の設置推進を求める書面に同意を得るための取組を行い、多くの市民から賛同を得て、昨年9月にも猿賀町会で再度、市長及び中南地域県民局に要望書を提出しましたが、その後進展はあったのか。そして、現在の状況をお知らせください。

②さるか交流館西側の法定外道路についてであります。さるか交流館西側から県道尾上日沼線へ抜ける法定外道路（通称、獣道）があるのですが、朝夕は通学路として生徒たちが、日中は一般の方々が買物等で大勢利用している道路であります。

しかし、そこを行き交う人の中には、県道に出る際の丁字路で、特に自転車に乗った人たちが、一時停止することもなく飛び出してくる場面が、多く見受けられ非常に危険な状況になっております。近隣住民の方々は、いつか大きな事故が起きるのではと、常に心配しているのが現状であります。そこで、難しいことだとは思いますが、できればその道路を生活道路として、整備していただけないものでしょうか。市としての見解をお伺いいたします。

**○議長（福士 稔議員）** 市長、答弁願います。

**○市長（長尾忠行）** 石田隆芳議員御質問の道路整備・歩道等の整備についてお答えをいたします。

盛美園から原の踏切までは、議員御指摘の県道尾上日沼線の歩道整備でございますけれども、猿賀町会から平成27年度に町会要望として市へ、令和元年9月には県の中南地域県民局地域整備部長へ直接要望されております。

市では、平成28年度から猿賀工区と八幡崎工区を併せ、交通安全事業の歩道整備として県へ毎年度要望しているところであります。その際のヒアリング時の内容として、要望区間の沿線は住宅が立ち並び、多額の事業費となることが見込まれ、事業化は容易でなく、相当な時間を要すると回答を得ております。

これらのことを受け、昨年度の要望時において、盛美園前面の側溝を蓋つきの側溝とし、歩行可能な幅員を確保できないか協議したところ、これについては今年度中に実施するとのことであります。

歩道整備につきましては、今後も引き続き県へ強く要望してまいりますので、御理解をお願いいたします。

さるか交流館西側の法定外道路については、建設部長より答弁させます。

**○議長（福士 稔議員）** 建設部長。

**○建設部長（原田 茂）** 私からは、さるか交流館西側の法定外道路についてお答えいたします。

議員御質問のこの道路は、道路法が適用にならないいわゆる里道であります。これを生活道路として整備できないかとのことでありましたが、道路構造令による最小の幅員で計画したとして、車道幅員が4メートルで、路肩及び側溝を含め全幅で6メートルが必要となり、なおかつ並行して用排水路の移設となりますので、用地取得、建物補償及び工事費などで事業費が相当膨らむものと見込まれます。

また、周辺の状況を道路網として判断しても、現在の利用形態からの改善度合いが低いものと考えます。

よって、これらを総合的に判断し、現在の利用形態とするのが妥当と考えております。

しかし、現在通行している自転車及び歩行者については、一時停止を促す注意看板の設置など、事故防止のための対策を必要と考え、今後その対策を実施してまいりますので、御理解をお願いします。

○議長（福士 稔議員） 石田隆芳議員。

○4番（石田隆芳議員） 今、盛美園から原の踏切までの歩道ということで、市長から用地買収も大変だということですが、それは県からも聞いて分かっているのではありませんけれども、やはり先ほども言いましたけれども、危険度が大変高い、そして平川市では、今現在、何か所か歩道工事を行っているところがあると思いますけれども、そこは多分用地買収とか、そういうのも容易に行えてやれる場所ということを県の担当者からお聞きしました。ですけれども、やはり猿賀町会での前からの強い要望でありますので、何とか早期実現に向けて県にも強く要望してほしいと思います。

それに加えて、もてなしロマン館の前の歩道の白線なんですけれども、そこも多分市には言ったんですけれども、薄くて全然歩道が見えないということで、子供たちを学校へ見送る親御さんたちも、全然その白線が見えなくて、かなり危ないということ、多々言われておりますので、そこも公安委員会の管轄だと思いますけれども、そこも担当者も早急に確認して、公安委員会に要求してもらえればと思います。

そして、さるか交流館の法定外道路なんですけれども、ここをなぜみんなが通るかという、神社の側から行って、その獣道からちょっと行ったところ大きなカーブがあって、よく事故があります。そして私がまだ高校生の頃は、そこをちょっと行った先のカーブで死亡事故も起きている危ないところなんです。なので、この場所は危ないというのは、何年も前からある話でして、1か月前にも、市で見てないとは思いますが、丁字路出たところの柱に朝早く、そこもカーブになっているんですけれども、若い女性が運転する車が電柱にぶつかってけがをする事故があったということです。まだその柱も直されていない状況なんですけれども、近所の人からも「いつ柱が倒れてくるか危ない。」というような話もあります。そして、今言った危ない道路があるので、危険だし通学する子供にとって、さっき言った獣道というのが、大変安全で通りやすい道となっているのです。

そしてまた、行き交う人が安全に通れるように、近くの人がボランティアで、その部分を除雪したり、それこそ九十五、六歳のお年寄りが通行人が草に引っかかってけがをしてもいけないということで草刈りをしたりと、昨日もちょっとその現場に行ってみて、九十五、六歳のお年寄りとちょっと話したんですけれども「子供たちが危なくねばいいんだ。」というようなことを言っておりました。

できれば、市側で整備までいかないと言っておりますけれども、あと一時停止、その他のものはつけると言っておりますけれども、冬場の除雪等はやっていただけないものか。そのところをお聞きしたいんです。

○議長（福士 稔議員） 建設部長。

○建設部長（原田 茂） 冬場の除雪ということでございますけれども、除雪の基本は市道をやることでございます。先ほど申しあげました市道認定されていない道路なので、通常であれば、ほかの町会の例を申しますと、町会のコミュニティ助成事業補助金を使ってハンドガイド等で町会あるいは町会から委託された方がやっているのが実情です。

それについては、市からも中に入って何らかの手だてがないかということは、これから協議していても構いません。最終的にどうしても方策がないときは、またそのときに考えていきますが、一応は基本市道の部分を除雪するというのは、今現在やっていますので、ここについては法定外道路ということもあって、先ほど申し上げた地元で何とかお願いしたいというのが第一段階でございます。

○議長（福士 稔議員） 石田隆芳議員。

○4番（石田隆芳議員） それは町会にも言うておきますけども、一時停止の看板をつけるんですか。お伺いします。

○議長（福士 稔議員） 建設部長。

○建設部長（原田 茂） 私、先ほど一時停止を促す注意看板と申しましたけれども、それは当然付けます。

そのほかに、自転車であれ、歩行者であれ、飛び出して危ないということでもありますので、そうなれば逆に今の形状ではなく、クランク状態にして逆に不便さを出して、自転車がわざわざ降りないと通行できないようにしてやるとか、歩行者も真っすぐ走って通り抜けできないようにするとか。そういう何らかの策も一緒に考えていきたいと思えます。

○議長（福士 稔議員） 石田隆芳議員。

○4番（石田隆芳議員） 安全柵も設けてもらえれば、よりいいと思います。いずれにしても、今言った2つのことは、共通しているのは、どちらも非常に危険だということでもあります。将来、平川市を担う子供たちを交通事故に遭わせてはならないと思えますので、市にも最善の努力をしていただきたいと思えます。

次に入ります。2. 集落支援員について、集落支援員の導入計画についてであります。集落支援員は過疎地域の集落対策の一環で、人口減少や高齢化の進展に伴い、生活扶助機能の低下、身近な交通手段の不足、空き家の増加、森林の荒廃、耕作放棄の増加など重大な問題となっており、維持困難な集落が増加していることから、総務省が考案した制度で自治体が職員などの形で採用し、国が特別交付金を分配して人件費や活動費を支援することとなっております。

2019年の国の調査によりますと、集落支援員は全国に専任職は1,741人いるということですが、本県は中泊町とむつ市にそれぞれ2人の計4人だけで、他県に比べて普及が遅れていると言われております。全国で最も集落支援員が多いのは島根県の177人で、理由の一つとして、西日本の集落は過疎化が進んでいて、行政に頼るだけでは駄目だという危機感が強く、集落支援員の導入が進んだそうです。

そのような中、6月に集落支援員の導入を検討する弘前圏域8市町村、弘前市、平川市、黒石市、藤崎町、板柳町、大鱈町、田舎館村、西目屋村の担当者が中泊町を視察したようでありますが、今後、平川市でも集落支援員を導入する計画があるのかお伺いします。

また、計画があるのであれば、どのような人をいつから、どこの地区を対象として始める予定なのか、併せてお知らせください。

○議長（福士 稔議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 御質問の集落支援員の導入計画についてお答えをいたします。

議員御指摘のように、集落支援員とは、総務省が設置した過疎問題懇談会で報告された過疎地域等の集落対策についての提言を踏まえ、平成20年度に制度化されたものであります。

集落の住民が集落の問題を自らの課題として捉え、市町村がこれに十分な目配りをした上で必要な施策を実施できるよう、集落と行政との橋渡しを担うものであります。

集落支援員が市町村と連携して担う主な役割としましては3つございます。

1つ目は集落点検の実施、2つ目は集落の在り方についての話合いの促進、3つ目は集落の維持・活性化に資する取組など、集落支援に関する活動であります。

総務省が示す集落支援員の人材は、行政経験者や農業関連業務経験者など、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関するノウハウや知見を有した人材とされております。一方で、平成27年に総務省が実施した調査によりますと、導入する際の課題として、人材の発掘・育成・確保や集落支援員の育成や研修に必要なノウハウがないとの声が多く寄せられております。このように、人材の確保が全国的にも課題であり、集落支援員の導入が進んでいない一因であると認識をしております。

私は、地域住民が自らの課題克服のために、行政と一緒に協働のまちづくりを進めていく、地域運営組織の立ち上げに取り組んできたところであり、これまで2つの組織が設立されております。

平成30年5月からは、地域公共交通の自主運行や特産品直売所の設置などを検討している西地区まちづくり委員会、もう一つは、令和2年6月に豪雪対策など、暮らしの負担や課題を地域住民が自ら解決することを目的に設立された、東部地区運営委員会であります。集落支援員の導入に当たり、この2つの地域運営組織に対し、この制度を活用して、有能な人材を事務局などへ配置することができるのであれば、組織の活動の幅は大きく広がり、一層の効果が発揮されるのではないかと考え、現在その導入が可能かどうか検討するよう指示したところであります。

なお、弘前圏域8市町村による中泊町の視察の状況やむつ市の事例については、企画財政部長より答弁させます。

**○議長（福士 稔議員）** 企画財政部長。

**○企画財政部長（西谷 司）** 私からは、中泊町とむつ市の集落支援員の導入事例について、御紹介させていただきます。

まず、新聞報道でも取り上げられておりました弘前圏域8市町村の担当者による中泊町への視察の目的としましては、圏域での移住促進を一層強化することを目指し、移住者の受入れをサポートする人材として集落支援員の導入を検討するため、実施されたものであります。

中泊町では、人口減少・少子高齢化の進展により、地域が立ち行かなくなるという危機感から集落支援員の導入を検討し、平成30年度から、旧小泊村の下前地区と折戸地区にそれぞれ1名、町職員OBと漁協OBの方に委嘱しております。その活動内容は、毎戸訪問によるアンケート調査や地区懇談会の開催、移動販売車の巡回コースの調整や自主防災組織の立ち上げなど、様々な活動を実施しているとのことであります。

また、むつ市では、平成30年度に2名の集落支援員が採用され、脇野沢地区にあるコミュニティセンター脇野沢温泉を拠点として、令和元年度まで活動していたとのこと

であります。その活動内容につきましては、地域の状況調査や課題の把握、そして温泉施設の維持運営を、地域運営組織であるわきのさわ温泉湯好会と協働で担っているほか、イベント開催のサポートや情報発信などであります。

また、県外事例を見ましても、各市町村の地域の実情に応じて集落支援員の活動内容も様々ありますので、そのような先進事例を参考に、当市での導入について調査研究してまいります。

**○議長（福士 稔議員）** 石田隆芳議員。

**○4番（石田隆芳議員）** 先ほどの答弁で市長も検討していくという答弁だったので、大変よいことではないかと思えます。過疎化というのは全国でも着実に増えている、我が平川市でも過疎化が進んでいるものと思われれます。

例えば、東部地区とか久吉地区が挙げられると思いますが、集落支援員を活用して地域の各世帯を回って、住民の生活状況を調べ、先ほども答弁でありましたけども、集落点検、そういうのを行うことによって商店街の少ない地域とか、高齢者の買物難民などの実態も把握できるものですし、事前に住民から購入したい商品も聞いて販売できると、そして高齢者の実態も把握できるのではないかとということで、大変いいことだと思います。

そしてまた、企画財政部長からの答弁では、役場の退職者が1人、漁協から1人という答弁がありましたけども、やるとすれば市役所の退職者が地元の集落支援員となれば、状況も把握できて、活躍できるのではないかと思いますけれども、市としてはどういう考えをお持ちかお知らせください。

**○議長（福士 稔議員）** 企画財政部長。

**○企画財政部長（西谷 司）** 集落支援員の理想的な方というのは、まさしくそういった行政出身者であれば、当然その仕組みをよく御存じなので、いわゆる地元と行政の橋渡し役に最適であるということから、そういった人材がやはり望ましいと思っております。また、今回は中泊町では漁協OBでございますので、そういった団体職員の方も、そういった仕組みには相当精通されているということから、そういった方々が今後理想だと思っております。今、私どもで2地区、名指しして挙げておりますけども、いずれ地域からそういった方が出てくることを望んでいるところでございます。

**○議長（福士 稔議員）** 石田隆芳議員。

**○4番（石田隆芳議員）** そういうことで何とかよろしく願います。以上で時間もきたようですので、終わらせていただきます。

**○議長（福士 稔議員）** 4番、石田隆芳議員の一般質問は終了しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は、9日、午前10時開議とします。

本日は、これをもって散会します。

午後4時03分 散会